

令和2年第2回

中種子町議会 6月定例会会議録

開会 令和2年6月10日

閉会 令和2年6月18日

鹿児島県中種子町議会

会 期 日 程

令和2年第2回定例会

月 日	曜日	会議・休会・その他
6月10日	水	本会議 (開会・一般質問・議案審議他)
6月11日	木	委員会
6月12日	金	休 会
6月13日	土	休 日
6月14日	日	休 日
6月15日	月	休 会
6月16日	火	休 会
6月17日	水	休 会
6月18日	木	本会議 (議案審議他・閉会)

令和2年第2回中種子町議会定例会会議録目次

第1号（6月10日）（水曜日）

1. 開 会	3
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
3. 日程第2 会期の決定	3
4. 日程第3 一般質問	3
下田敬三君	3
休 憩	15
蓮子信二君	16
休 憩	26
戸田和代さん	26
5. 日程第4 報告第1号 令和元年度中種子町一般会計繰越明許費繰越計算書について	33
田淵川寿広町長提案理由説明	33
質疑	33
6. 日程第5 報告第2号 令和元年度中種子町水道事業会計予算繰越計算書について	33
田淵川寿広町長提案理由説明	34
質疑	34
7. 日程第6 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度中種子町一般会計補正予算（第3号））	34
田淵川寿広町長提案理由説明	34
質疑	35
討論	35
採決	35
8. 日程第7 議案第29号 中種子町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	35
田淵川寿広町長提案理由説明	35
質疑	35
討論	35
採決	35
9. 日程第8 議案第30号 中種子町過疎地域自立促進計画の変更について	35
田淵川寿広町長提案理由説明	36
質疑	36
討論	36
採決	36
10. 日程第9 議案第31号 中種子辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について	37
田淵川寿広町長提案理由説明	37
質疑	37
討論	37
採決	38

11. 日程第10	議案第32号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約について……………	38
	田淵川寿広町長提案理由説明……………	38
	質疑……………	38
	討論……………	38
	採決……………	38
12. 日程第11	議案第33号 町営横町団地建築工事（1期）請負契約について……………	38
	田淵川寿広町長提案理由説明……………	38
	長田認建設課長補足説明……………	39
	質疑……………	39
	討論……………	40
	採決……………	40
13. 日程第12	議案第34号 中種子町温泉保養センター建築改修工事請負契約について……………	40
	田淵川寿広町長提案理由説明……………	40
	上田勝博福祉環境課長補足説明……………	40
	質疑……………	41
	討論……………	41
	採決……………	41
14. 日程第13	議案第35号 野間小学校体育館改修工事請負契約について……………	41
	田淵川寿広町長提案理由説明……………	41
	浦口吉平教育総務課長補足説明……………	41
	質疑……………	42
	討論……………	42
	採決……………	42
15. 日程第14	議案第36号 損害賠償の額を定めることについて……………	42
	田淵川寿広町長提案理由説明……………	42
	質疑……………	42
	討論……………	43
	採決……………	43
	休 憩……………	43
16. 日程第15	議案第37号 令和2年度中種子町一般会計補正予算（第4号）……………	43
	田淵川寿広町長提案理由説明……………	44
	阿世知文秋総務課長補足説明……………	44
	質疑……………	46
	討論……………	47
	採決……………	47
17. 日程第16	議案第38号 令和2年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第1号）……………	47
	田淵川寿広町長提案理由説明……………	48
	質疑……………	48
	討論……………	48

	採決	48
18. 日程第17	議案第39号 令和2年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）	48
	田淵川寿広町長提案理由説明	48
	質疑	49
	討論	49
	採決	49
19. 日程第18	議案第40号 令和2年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	49
	田淵川寿広町長提案理由説明	49
	質疑	50
	討論	50
	採決	50
20. 日程第19	議案第41号 令和2年度中種子町水道事業会計補正予算（第1号）	50
	田淵川寿広町長提案理由説明	50
	質疑	50
	討論	51
	採決	51
21. 散 会		51
	第2号（6月18日）（木曜日）	
1. 開 議		56
2. 日程第1	会議録署名議員の指名	56
3. 日程第2	同意第2号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件	56
	田淵川寿広町長提案理由説明	56
	質疑	56
	討論	56
	採決	56
4. 日程第3	同意第3号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件	56
	田淵川寿広町長提案理由説明	56
	質疑	57
	討論	57
	採決	57
5. 日程第4	同意第4号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件	57
	田淵川寿広町長提案理由説明	57
	質疑	57
	討論	57
	採決	58
6. 日程第5	同意第5号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件	58
	田淵川寿広町長提案理由説明	58
	質疑	58
	討論	58
	採決	58

7. 日程第6	同意第6号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件	58
	田淵川寿広町長提案理由説明	58
	質疑	59
	討論	59
	採決	59
8. 日程第7	同意第7号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件	59
	田淵川寿広町長提案理由説明	59
	質疑	59
	討論	59
	採決	59
9. 日程第8	同意第8号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件	59
	田淵川寿広町長提案理由説明	59
	質疑	60
	討論	60
	採決	60
10. 日程第9	同意第9号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件	60
	田淵川寿広町長提案理由説明	60
	質疑	60
	討論	60
	採決	60
11. 日程第10	同意第10号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件	61
	田淵川寿広町長提案理由説明	61
	質疑	61
	討論	61
	採決	61
12. 日程第11	同意第11号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件	61
	田淵川寿広町長提案理由説明	61
	質疑	61
	討論	61
	採決	62
13. 日程第12	同意第12号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件	62
	田淵川寿広町長提案理由説明	62
	質疑	62
	討論	62
	採決	62
14. 日程第13	同意第13号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件	62
	田淵川寿広町長提案理由説明	62
	質疑	63
	討論	63
	採決	63

15. 日程第14	同意第14号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件	63
	田湊川寿広町長提案理由説明	63
	質疑	63
	討論	63
	採決	63
16. 日程第15	発議第3号 中種子町議会議員の報酬の特例に関する条例	63
	園中孝夫議員趣旨説明	63
	質疑	64
	討論	64
	採決	64
17. 日程第16	議員派遣の件	64
18. 日程第17	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	64
19. 閉 会		65

第 1 号

6 月 10 日

令和2年第2回中種子町議会定例会会議録（第1号）

令和2年6月10日（水曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 一般質問
- 第4 報告第1号 令和元年度中種子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第5 報告第2号 令和元年度中種子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 第6 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度中種子町一般会計補正予算（第3号））
- 第7 議案第29号 中種子町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第30号 中種子町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第9 議案第31号 中種子辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について
- 第10 議案第32号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約について
- 第11 議案第33号 町営横町団地建築工事（1期）請負契約について
- 第12 議案第34号 中種子町温泉保養センター建築改修工事請負契約について
- 第13 議案第35号 野間小学校体育館改修工事請負契約について
- 第14 議案第36号 損害賠償の額を定めることについて
- 第15 議案第37号 令和2年度中種子町一般会計補正予算（第4号）
- 第16 議案第38号 令和2年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第39号 令和2年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第40号 令和2年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第41号 令和2年度中種子町水道事業会計補正予算（第1号）

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 浦 邊 和 昭 君 | 2番 | 橋 口 渉 君 |
| 3番 | 池 山 喜一郎 君 | 5番 | 永 濱 一 則 君 |
| 6番 | 蓮 子 信 二 君 | 7番 | 濱 脇 重 樹 君 |
| 8番 | 下 田 敬 三 君 | 9番 | 迫 田 秀 三 君 |

10番 日高和典君

11番 戸田和代さん

12番 園中孝夫君

13番 徳永留夫君

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	田淵川 寿 広 君	副町長	土橋 勝 君
総務課長	阿世知 文 秋 君	町民保健課長	横手 幸 徳 君
福祉環境課長	上田 勝 博 君	農林水産課長	里 重 浩 君
建設課長	長田 認 君	農地整備課長	池山 聖 年 君
企画課長	徳永 和 久 君	会計管理者兼 会計課長	池端 みどり さん
税務課長	春田 功 君	水道課長	牧瀬 善 美 君
保育所長	山田 和 春 君	空港管理室長	石堂 晃 一 君
行政係長	榎元 卓 郎 君	財政係長	鮫島 司 君
教育長	北之園 千 春 君	教育総務課長	浦口 吉 平 君
社会教育課長	園田 俊 一 君	選挙管理 事務局長	阿世知 文 秋 君
農委事務局長	遠藤 淳一郎 君		

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	下村 茂 幸 君	議事係長	稲子 隆 浩 君
--------	----------	------	----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） おはようございます。

開会前に議場内の皆様へお知らせします。本日の会議はコロナウイルス予防のためマスク着用での対応となります。お聞き苦しい点があると思いますが、御理解をお願いいたします。

なお、議員及び当局の職員におかれましては、発言しづらい場合はマスクを外しても構いません。

また、傍聴席については密接を避けるため、間隔をあけての座席となります。よろしくをお願いいたします。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） ただいまから、令和2年第2回中種子町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の氏名

○議長（徳永留夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、浦邊和昭君、2番、橋口渉君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（徳永留夫君） 日程第2、「会期決定の件」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月18日までの9日間に決定しました。

なお、お手元に配付しましたとおり、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月現金出納検査」の結果について報告書が提出されています。

-----○-----

日程第3 一般質問

○議長（徳永留夫君） 日程第3、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

まず8番、下田敬三君。

〔8番 下田敬三君 登壇〕

○8番（下田敬三君） 1年ぶりの一般質問です。昨年の6月の定例会で一般質問をいたしました。その後、一般質問アレルギー症候群に陥りまして、1年かけてやっと質問する気分になりました。きのう娘に「あしたは1年ぶりの一般質問だ」と言いましたら、「お父さんは仕事してなかったのか」と言われましたけど、一

般質問だけが仕事でありませんので、そのように教えておきました。

久しぶりの質問ですので、以前の質問と重複することがあったり、しつこくなることもあるかと思っておりますので、あらかじめ御容赦ください。

それでは質問に入ります。3月の町長の施政方針の中にある、基幹作物であるサトウキビについては、面積推進と単収向上に向けた土づくりが重要であることから、農協の堆肥センターを有効活用し、ストックヤードの整備を図ると言われております。サトウキビについては、具体的に説明しているのは堆肥関連だけですが、これが現状を打開するメインと受けとめているのか説明を求めます。

あとの質問は質問席でいたします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 令和2年度の施政方針の中でのサトウキビの振興についてというところで、農協の堆肥センターのことが説明がなされているということで、これをメインとするのかという御質問でございますが、大変申しわけございませんが、施政方針の中身については、もう少しかみ砕き詳細に、私としても次年度以降は、議員の皆様にはわかりやすいように、説明をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。そういった点では施政方針の中での、特に農業等に関する説明が足りなかったことにつきましては、この場をお借りしておわびを申し上げたいと思います。

サトウキビやでん粉原料用のカンショなどを含め、各種農作物の栽培に対して、まず基本、これが土づくりであるというふうに考えているところであります。これは私のみならず議員の皆様方にも多々これまでたくさんの質問等いただいております。土づくりが大変大事な要素であるという思いは議員の皆様方と同じであるというふうに考えるところです。

これまで町単独事業を初め国の基金事業、各種補助事業を利用しながら、堆肥の投入、深耕作業、フレコン作業など、土壌改良剤の投入などを行って、土づくりを推進してきたところでございます。サトウキビに関しましては、昨年度まで国の基金事業を活用し新植に対する土づくりとして、堆肥の投入事業が行われたところでございます。しかし、特に、春植えの新植、これにつきましては、堆肥の需要に対して供給が追いつかない状況が数年続いて、堆肥の投入を諦めた農家がいることも事実でございます。

春植えの適期期間として毎年サトウキビ増産期間を設けながら推進をしてきているところでございますが、この期間に堆肥の需要が集中するため、農協の堆肥センターの堆肥だけでは対応できず、不足分については、農協が島外から搬入をしておりますが、船便等の事情により搬入までの日数がかかり、農家に迷惑をかけていたところでございます。このため、農協と協議をいたしまして、今年度不足する堆肥を事前に島外から搬入してストックするために、農協を事業主体とし、県の振興事業を利用して、農協の堆肥センターの隣に堆肥のストックヤードの整備を行うということでございます。

今年度の施政方針の中で、土づくりの重要性を考えてストックヤードの整備を

図ると申しあげましたのは、これまで取り組んできた堆肥の投入を初め、深耕作業、フレコン作業など、土壌改良剤の投入、カンショを初めとしたほかの作物との輪作体系の確立、緑肥等による土づくりを推進するための一つの手段として、ストックヤードのハード整備を行うと申しあげたところでございます。今後もこれまでの土づくりを推進し、土づくり、そして肥培管理の徹底、刈り取り作業の技術力の向上など、関係機関、各種団体と連携を図りながら単収向上にしっかり努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。あくまでも単収向上に向けた取り組みの一つの中で、ハード事業として、主立ったものであったということで、これのみの説明にしか聞こえなかったという点に関しましては、説明不足ということで御理解いただければと思います。

よろしく願い申し上げます。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） 令和元年度の施政方針の中には、サトウキビについては何も示されておられませんでした。畜産の中に、畜産排せつ物の適正処理と堆肥の安定供給へ向けた調査研究を進めるとありました。その流れでしょうから、期待が持てると思います。ただ堆肥はなるべく地元の堆肥を使うべきではないかと、足りないということもあります。購入して島外から購入すればそれなりの経費もかかりますから、そういう方向で、できる限りはそういうようお願いしたいと思います。

サトウキビについては、苗の供給、新植圃場の深耕、フレコン作業、機械の導入等国県町単独の継続した事業を展開されていることは、農家への大きな力となっております。しかし、依然として面積、収量ともにふえません。令和2年3年産期の植え付け調査が終わって、全然面積、戸数の概数でも、戸数の減少、面積は若干ふえておりましたが、法人の面積がふえたのが要因で、正式な数字が出て、まだまだ厳しい状況にあるかと思えます。大型農家も現状維持が精いっぱい増反も多くは望めません。このような状況が繰り返されるなら、農家戸数をふやす策を目指すべきではないのか、見解を求めます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 基幹作物であります、さとうきびの面積維持拡大については、これまで様々な対策を講じ、各種団体と連携をとりながら面積確保の推進を図ってきたところでございます。

毎年作付農家が減少する中、面積の維持が大変厳しい状況であることが議員御指摘のとおりでございます。直近5年間の平均で毎年50戸程度の農家がキビ作をやめておりますが、本年度と前年度を比較しますと、63戸が減、15戸が新たに作付けをして、結果48戸の減少となっているところでございます。

一方、面積で見ますと、前年度が1,138ヘクタール。今年度6月1日現在で1,155ヘクタールということで、約17ヘクタールふえております。これは今議員のほうからもありましたように、大規模農家の作付け面積がふえているのではないかなというふうなことも匹敵するのではないかなというふうに考えるところでございますが、これまでの苗の供給、新植圃場の深耕、フレコン作業、機械導入などの事

業継続してきたにもかかわらず、作付け農家が減少する中で何とか栽培面積の減少を食い止め、若干ではありますが、今年度につきましては、維持、拡大とまではいかないかもしれませんが、図られたのではないかなあというふうにございます。

また、この作付け面積を単純に農家戸数で割りますと、前年度が1戸当たり1.51ヘクタール、今年度が1.64ヘクタール、一戸当たりのやはり作付面積がふえているというデータではないかなというふうに思います。

また収量につきましては、機械化による作付け体系に大幅に変わってきておりますので、これまで畝幅が1メートル10センチから15センチでございましたが、おおむね、乗用管理機などによる管理作業を行うため、畝幅が約1メートル30センチ、40センチというふうになったこと、さらには枕畝をつくらない農家の増加により、今までの面積と実際に作付けした、いわゆる今までの圃場面積と実際に作付けした面積に違いが生じているということが見受けられることから、登記簿上の農地面積ではなく、実際耕作してる面積の集約作業、これは大変必要なことから、現状では単純にまだまだ集約作業ができておりませんので、現状では単純に比較ができない状況になっているのかなというふうに考えるところでございます。

作付け農家の減少につきましては、主に高齢化による離農が多いのではないかなというふうに認識しておりますが、今後本町の人口自体が、自然減、また進学就職等による転出等で減少していくことが予測されております。

農業に限らずあらゆる職種で高齢化、後継者不足になることが予測されるところでございます。町といたしましても、移住定住促進事業などによるIターン、Uターン対策も取り組んでおり、若い人たち、サーファーの皆さんとか、移住者が農業を始めている方も若干いらっしゃいます。しかしながら現状としては、農業全般にわたり就労人口は減少しているところでございます。このような状況で農家戸数をふやす施策を目指すべきではないか。という御質問でございますが、私もその御意見に関しましては大変重要であるというふうに認識をしております。しかしながら、県をはじめ各地域で人口が今後減少していく中で農家戸数をふやすということは大変厳しい部分もあるのかなというふうには思われますが、議員と同じ危機感を持って人口増大、町全体の人口増大、そして、農業就労者の増大に向けた検討、それはしっかりやっていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

町としては小規模の農家を大事にしながら、国県の施策であります担い手農家や大規模農家、農業法人などに農地の集積を推進し、2年後作付け予定の茎数が多く、株の引き抜きにも強い新品種「はるのおうぎ」が収量が多いと聞いておりますので、単収向上、所得向上につながるべく、また、カンショでも「こないしん」という新品種が出る予定でございますので、こういった新品種に期待をしながら、面積の維持拡大に努め、荒廃地等の解消に取り組みながら、農家所得の向上を目指し、そして、新規就農者の増大を図っていければなというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） 3月の町長の施政方針説明時に、新光糖業の前田社長以下数名の幹部職員が傍聴に来られておりました。気づいてますよね。それで、これは今まで私は議員になってから、こういう光景は見たことはありません。それで5月23日の南日本新聞に新光糖業の農務部長の記事が載っておりました。令和元年2年産期の収量は当初、台風の被害もなく、天候に恵まれ、期待したにもかかわらず、回復にはほど遠い結果となったと言われております。原因として、株出しが前年の台風で痛み茎数がふえてなかったこと。それから、今町長言われました植え付けから収穫までの機械一貫体系の影響で畝幅が広がり転回場所を作ったりしたことで栽植密度が低下したと言われております。また会社が損益分岐点とする生産量15万トンを達成したのは、ここ5年間で平成28年度1度だけであとは収穫面積もことは過去最低、昨年です。過去最低ですね。それから生産量も12万9,764トンとなり、「はるのおうぎ」導入までに栽培方法を確立する必要があると危機感を訴えております。

農家のきび離れの原因は、単収が少なくなっていることも一因ですが、何度もこれまでに発信して、発言しておりますが、品目別経営安定対策事業が始まってから、1ヘクタール未満の農家に管理収穫作業を委託することをだんだん特例も締め付けがありまして、昨年から3分の1の分が2分の1ということになっております。これも一つの要因であると思います。零細農家は少ない面積で委託作業することで、逆に経営的に成り立たなく、だから廃業してしまうと。しかし、この事業は国主導の事業なので受け身の立場の農家としてはどうすることもできません。

先ほど新光糖業の損益分岐点とする生産量15万トンを割り込んでいる年が続いている状況に、言い方はちょっと悪いですが、会社の存続が危うくなることにもなりかねないとなれば、町長は誰が1番困ると思いますか。ここで1回とめようかな。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 当然町民、サトウキビ農家は出荷する場所がなくなるわけでございます。当然町内で1番作付けが多いサトウキビそしてカンショ、こういったものの出荷ができなくなるということで、農家がまず1番困ります。それに関連する事業所が4倍と言われております。そういったところに加え雇用されている皆さん、経営者の皆さん、ひいては、農業所得による税収そういったことも含めて、町内全体に影響していく大きな産業の一つではないかというふうに考えております。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） 前にも、もし新光糖業が撤退するようなことになればどうしますか。ということで質問しましたところ、町長が、仮定の話はできないということでしたから、一応聞いてみようかなと思ってただけで。

私が思うに、まず町長言われた工場に務めている従業員、サトウキビの生産農

家そして農業公社の従業員、運送業者、精脱従業員、町長が言った取り巻き、あの周りが商店街などまだまだ多くあります。早く言えばもう種子島自体が危うくなることになります。そして、役場、農協、関係機関の職員の雇用もできてきます。このように予見することで町長今何をすべきかわかりませんか。わかりませんよね。できないと言ったから。コロナ感染対策でもリーダーの危機意識が大変問われております。このサトウキビ対策も相当に危機感を持って挑まなければ負けてしまいます。どうでしょうか。影響を受ける者が自分で守るしかないということになります。こうなれば、私の提案、提言ではないんですけども、一応私の考えは、こうなれば役場職員、農協職員、我々議員、関連する事業所の従業員に10アールでも20アールでも栽培してもらおう策にでるべきではないでしょうか。1市2町で取りかかれば、何らかの実績も出るのではないかと思います。新植に係る補助事業を展開し、ほ場の選定も個人でできなければ、中間管理機構を含め、農業委員会等で探してもらって、単年度での解決は困難だと思いますが、数年かけてでも単独事業も検討し、1市2町で協議するべきではないでしょうか。

新光オーグサポート株式会社が、新光糖業の子会社として令和2年2月10日に創立されております。事業として、優良種苗の生産、植え付け、管理作業の委託などが挙げられております。センター等を利用して指導を受けながら栽培できることになれば、新規の方も安心だと思います。

町長、こういう話し合いとか協議とか1市2町首長も含めて考えてみる考えはないんですか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 新光糖業がなくなったら大変なことになるというのは、私としては言いたくないことで、それに持って向けた対策をしっかりとっていくべきであり、新光糖業もこの前みえていたのは、一つはやっぱり新光糖業として、これを会社としての危機感をもってこれからこれを危機感を払拭するべく頑張っていこうという気持ちのあらわれではないかなというふうにもとらえたところです。そういったところでは、受け入れ先の会社である新光糖業ともしっかり連携をとりながら、雇用の問題とか、そういう作付け面積の減少を食いとめる問題、単収向上の問題、そういったことはしっかり協議をしながら進めているところがございます。

大変いい御提案をいただきましたが、が、じゃないですね、いただきました。中種子町、農業の就業人口というのが約1,300人でございます。ざっと言いますけれども。そのうちサトウキビの作付けをされている方が705人。というのはこれは令和2年現在のことでございます。その中で一次産業は別として、当然二次産業、ここで約500人ぐらいの方が働いていらっしゃる。第三次産業で2,307、2,400人ぐらいの方が働いております。そういうことですので当然農業されてる方もそうですが、今、役場職員なり何なりというところであってというような話というのは、この務めておられる方たちにもサトウキビ作付けを奨励していくことはとても大事なことだと思います。我々もそういうふうな取り組みをしっかりとしていきたいというふうに考えております。参考までに農業経験が余りない人でも、例えば、

親から譲った土地が今荒れているんだが何かつくってどのぐらいもうかるの、どのぐらい経費がかかるのっていうようなこともやはり知らしめていっていきべきであろうと、あるのかなというところで、議員から笑われるかもしれませんが、あくまでも希望的観測の数値ということで、新植の場合、仮に反当8トンとれたとした場合に、ざっと言いますと、新植の場合、土層改良の投入ということになりますので、反当あたり8,000円、9,000円ぐらいしか全部頼んで、時々草取りに行くぐらいをしてもらわんといかんとおもいますが、そんなぐらいいかないかなあと。これすいません、これは本当にざくつとした数字。しかし、株出しからは、反当全部頼んでも、五、六万は残るのではないかというような計算が成り立ちます。ということは、1町つくれば、四、五十万手取りが入ってくるという計算になりますので、ちょっと工夫して、自分たちでできるところちょっとやってもらえば、カンショの作付けも含めて、輪作体系の中で、そういったことを工夫していけば結構もうかるよっていうようなイメージそしてまたこの今理想で言いました8トンっていうのは、近々ではできない数値かもしれませんが、それに向けたこの新品種の問題、そういったことが出てくることによって、相乗的な効果が出てくれば、我々ももっともっと現在農業されていない方も含めた作付けということが推奨ができるのかなというふうには考えますが、全部頼むんだったら頼まれる方の数もまだ少ないですね。なので、そういったところも整備をしていかないといけない。逆にそういう受託する組織を法人化の立ち上げとか、そういったことも検討していかねばならない。そういったことは今、真摯に検討し考えているところでございますので、今年度中にできるとかできないとかそういう問題ではございませんが、そういうことを弾力的にやっていきたいというふうには考えておるところでございます。

1市2町でそこを全体的にということでございますが、これまでも私も種子島糖業振興会の会長ということでも、1市2町協議をしながらやっているところでございますが、そこら辺については、首長さんの感覚の違いという部分もありますので、統一したことではというのはなかなかしにくい部分もありますが、協力をいただくようお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） 新規の場合は苗も買ったり、植え方も頼んだりしますので、10アールから20、仮にしたとしても、家族で手刈りでもできるぐらいですので、やっぱり、始まりがないと次重ならない、数字が重なってきませんので、そういうことを私は思っております。

新光糖業の社長さん以下、傍聴に来たときも私は町長の言うことも確かにあるかと思いますが、そして何回かまた見れば、施政方針におうぎの事はどういふことを話すのかなということで期待も込めてきてるはずで。新光糖業は今、島外から来てる職員の方でも、何名かサトウキビをつくっております。人の畑を借りて。だからそういう、もし、会社がというふうに私が言いますけど、この現場の社長さんを含め、職員はもう現場を1番知ってる人たちですから、それぞれ頑張

ろうとしているんですが、株式会社です。株主がおります。株主はこの現状なんか全く知らないはずです。もし株主が「もうやめないとじゃないか」とかいうことになったら大変なことになると私は思うんですよね。だから、なるべく少しでも面積はどうかこうにかふえる策をとっていただければと思います。そういう話もまたされるかと思いますが、次に、質問に移らせていただきます。

現在、世界中で新型コロナウイルス感染が蔓延してる中で、感染されて亡くなられた方々、いまだ病院にて闘病をされてる方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、医療従事者、福祉施設の従業員の皆様の頑張りに大変感謝いたします。

さて、新型コロナウイルス感染症支援対策として、国から業種・個人・世帯向けに貸付、給付、払い込みの猶予・延長の支援がなされております。中種子町の単独支援事業、地方創生臨時交付金についての説明を町長に求めます。

戸田議員が後で質問もありますので、戸田議員の質問以外の答弁でよろしいです。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） ちょっと今頭が混乱しております。

地方創生プレミアムつき商品券の販売について戸田議員のほうから後ほど質問がありますので、そこは削除して答弁をさせていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、不要不急の外出自粛要請などに対し、町民の皆様の御理解と御協力をいただきましたことを心より感謝申し上げます。また島内町内での発生が現時点ではゼロということに心より感謝を申し上げます。また議員の皆様には中種子町としての支援などにつきましてさまざまな御提案、御意見をいただき、厚く感謝申し上げます。

そしてまた医療関係者、介護事業所等におかれましては、非常に慎重な対応をいただいたことに心より感謝を申し上げたいと思います。

中種子町での国の地方創生臨時給付金と町の自主財源をもとに、6月1日から中種子町中小企業等事業継続支援交付金事業、また、7月1日から後ほど質問のあるプレミアム商品券の事業を実施するため、現在、準備を進めているところでございます。

中種子町中小企業等事業支援継続支援金交付事業につきましては、国の持続化給付金事業に該当しない事業、ここも先ほど後もって蓮子議員からあるんですけど、そこはいいですかね。持続化、国の持続給付金事業に該当しない事業所など幅広く支援する事業ということでございます。本年1月から5月までの間で1カ月間の売り上げが前年同月と比較して、国の場合は50%以上目減りしたところというところを対象にしてございますが、本町のこの事業に関しましては、10%以上50%未満減少している事業所を対象に、減少率により5万円から最大30万円を支給する計画でございます。持続化事業、先ほど申し上げました国へ申請された事業所に関して、また新型コロナウイルスの影響がないであろう事業所除きまして約200事業所程度を見込んでおります。現在商工会において受け付けております。申請期間は令和2年6月1日から令和2年9月30日までとなっております。

以上でございます。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） 商品券販売事業に2億6,250万提示されてますよね。これは、商品券だけですか。その5,000円、1万の時5,000ですから50%分ですよ。そうしたときに、5万2,500枚、単純に2億6,250万、5,000円で割ったとき枚数が、5万2,500枚、これ間違ありませんか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） これは金額は出てきて、そのままそれが商品券の金額ではなく、商品券って印刷もしないといけませんし、いろんな対応しないといけないので、商品券の額としては、そういうことでございますので、はい。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） このプレミアムつきの商品券が私は大変いいことだと思います。1万円買って5,000円が町から出るということで、それはそれでよろしいんですけど、現役世代の方はある程度仕事もしながら、ある程度余裕があるということまでいいませんが、それぐらい二、三万円、下手したら5万、満額買えるようなこともあるかと思うんですが、年金生活者がお金が無いとは言いませんが、それなり厳しいものがあると思います。特別定額給付金、10万円は本人の通帳に振り込まれましたが、この商品券は購入しなければいけないわけですよ。ただ購入したくても、できない町民もいることと思います。町民には平等な施策でなければならないと私は思っております。

隣の南種子町は5,000円の商品券を町民全員に郵送されたと聞きます。町民も、近隣自治体の動向には敏感です。比較もします。地方創生の絡みもあるかと思いますが、このことについて、町長としてはそういう商品券を直接もう1万円買わなくても配るという考えはないですか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 今回の商品券の質問はしないでいいということだったので説明しなかったんですけど。

○8番（下田敬三君） 中身が違う。

○町長（田淵川寿広君） 商品券はいいことだが、買える人は買える。買えない人は買えないのに、それは不平等じゃないかという御質問ということで受けとめればいいのかなどは思うんですが、これは通告してない。してないですけど。

○8番（下田敬三君） してないですけど全体的に。

○町長（田淵川寿広君） あの、

○議長（徳永留夫君） 町長、大丈夫ですか。

○町長（田淵川寿広君） はい。一応10万円のお金が1人の方に対して10万円、年金生活の方、御夫婦であれば20万円。企画課の職員が一生懸命頑張って早急に、いつときでも早く振り込まれるようにという努力をして、ほぼ、資料として皆さんにお配りしてあるのかな、給付が終わっているところでございますが、土曜日曜も開庁して受け付けを済ませたところであります。

その10万円を使って、効果的なその経済に影響を与えるような、地方創生交付

金、臨時交付金の使い方はどういう使い方があるんだろうかというなことを考えたところでは、皆様方の意見も賜りながら、最初は私も各町民に例えば1万ずつでも給付するのはどうなのかなとか、そういうところも考えたところではございますが、それが打撃を受けてる商店街等に影響を及ぼすいい方向に行くのだろうかということ考えたときに、余り効果が望めないのかなというような話も仕方でした。

そういった中では逆に思い切って、お金がない人だったら、お金借りて1万5,000円になったら、5,000円得するわけだから、でも、そのお金がないということはまず僕はないと思うんですね。10万円入ってきてるわけですから。ほかに使うかもしれない、そのうちの一部です。全額使ってしまったからもうないよって人も中にはいらっしゃるかもしれません。なのでその10万円を使い切らないうちに早い早い広報しなさいというようなことで、対応してきたところではございます。どうせ買い物はするんですね。皆さん。そして、町内の店で消費をしてもらうということでしたところではございますので、平等ではないという考え方ってことは、若干違うような気がするところではございます。工夫した方が工夫して使ってもらえば必ず効果的なものになるのではないかなというふうに考えております。なので、これが2カ月も3カ月もたってから10万円なんか使っていないよ。商品券買いたくても買えないよって言うんだったらわかります。だから10万円が振り込まれて2週間内ぐらいにはもうアナウンスをしていると思いますので、そこら辺は、議員のおっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、あくまでも少数意見なのかなというふうに考えております。とにかく議員の皆様何とか工夫してこれ買った方が得だよという宣伝もぜひしていただければなというふうに思いますので、中種子町の商店街等に応援する意味でも、皆さん方の御協力もいただければと思います。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） 私は勘違いしまして、予算書の中で、自主財源が4,000もありましたので、これは5,000円ずつ町民に配るから4,000万円やなと一瞬勘違いしまして、思ってたんですけど、これがないということで、確かにその10万円ということが要点で10万というのはこうやって買い物をしなさいというお金じゃなくて、いろいろ難儀したから、だからそういうつもりで10万出てるはずなんです。だからこれを商品券に使いなさいとかそういうのは、我々はこのいうのもあるとは言いますが、使い方は勝手ですから、町民、そういうことで、私はなるべくなら、農家さん、お年寄りの方も1回来て、買って、ということも、もうよかつちゅう人も結構いるかと思っております。この辺についてはもうちょっと言っても無駄ですので、次の質問にいけます。

コロナウイルス感染症、まだいろいろ北九州とか東京都はふえております。それから秋から冬にかけて、第2波、第3波の流行が懸念されております。例年8月によいら一いき祭り、10月には町民体育祭及び出郷者との交流イベントが開催されておりますが、ことしも行うのか、町長に説明を求めます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） すいません。この1回ちょっと戻りますけど、コロナ対策のいろんな施策に関しましては、国もまた今2次補正でいるさまざまな宿泊業者であったり、レンタカー業者であったりとかいろんなそういう島外から来ないとお金が落ちないといった商店、そういったものにも、何か計画を立てているようでございまして、これも今審議中ですので、これが通過した際はまた皆さん方と相談しながら、またそういったどのぐらいお金をおりてくるかもわかりませんが、そういったことも弾力的に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

8月にですね、例年8月には、よいら～いき祭り、8月1日が町のイベントといたしましては、8月1日によいら～いき祭り、10月10日にふるさと交流ゴルフ・グラウンドゴルフ、10月11日が、第52回町民体育祭、11月の7日が中種子町農林漁業祭と町制施行80周年の記念式典を現時点では計画しているところでございます。

よいら～いき祭りにつきましては、6月12日開催の夏祭り実行委員会で、開催の可否を決定する予定でございます。参考までに、南種子町のロケット祭りは中止を決定したようでございます。そういったところも踏まえながら、実行委員会の中で、最終的な結論は出していきたいというふうに考えているところでございます。

ふるさと交流ゴルフ・グラウンドゴルフにつきましては、今後連盟であったり協会、出郷者の代表の皆様方との協議を通して対応していきたいというふうに考えているところでございます。町民体育祭につきましても今後協議を重ねる必要があると考えますが、これは主観でございますが、屋外であること、そしてまた参加者が町民がほとんどであるということなどを踏まえ、国内、県内の感染者の発生状況にもよりますが、可能な限り開催できればというふうには考えているところでございます。ちなみに、こういういろんなイベント等は、早い段階で、中止を決定するのではなく、可能な限り開催の方向に向けて、準備を進めていって、ぎりぎりのところで開催の可否を決定しなければ、おかしなことになるということを示す職員にもしながらしっかり実行しなさいということを示しているところでございます。

ちなみに夏休み期間中の流水プールでございます。これも町民の皆様大変子育て世代の皆様方気になるところかと思いますが、現時点では、県内の住民に限定した利用を前提に開場する予定でございます。県外からの来場者の区別は大変難しい部分もございますが、来場される皆様の常識、モラルであったり、広報活動などにおいて、そこら辺の限定的な開場であることを周知していく必要があるのかなというふうに考えておるところでございます。夏祭りの開催の可否などにつきましては、せっかくの機会でございますので、町民の声としての議員の御意見も御教示いただければなというふうに考えるところでございますし、コロナ感染症の特効薬やワクチンの開発が急がれているところでございますが、安全な薬であったり、ワクチンなどが開発され、仮に感染しても軽度の症状で完治するような状況になるまでは人手が増えても、町民自体が感染防止を意識しながら生活

をしていくこと、これが大変重要であり、今まさにその意識をしながら生活をしていくという方向に徐々に町民の皆さんも慣れていっている状況ではないのかなというふうに考えるところであり、夏に向けては、そういったことを意識しながら、レジャーなども楽しみながら、第2波第3波来ても小さく抑えていくんだというような努力、これを町民の皆様とともに我々もさまざまな分野で検討し考えていかなくてはならないというふうに思うところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） 私は、私の考えでは、せっかくここまで頑張ってきたから、今年度、ことしぐらいまでは、自粛した感じで行事に入るほうがいいんじゃないかと思いますが、時間がありませんので、次の質問にいきます。

以前の一般質問の折に、私は医療と教育が後回しにはできないと話したことがあります。体調が悪いのに病院に行かずに自宅で我慢をして手遅れになってしまう、教育も中学校になってから頑張ればよかと、小学校は努力しなくて勉強はしなくてもよいということでは大変なことです。しかし今どうでしょうか。医療の方はコロナウイルス感染者の治療を中心となり、一般の患者が外来に行けず、自宅で我慢をしている状況です。そして教育も学校の休校が続き、自宅に押し込まれ外にも出られず、子どもたちにストレスがたまり兄弟げんかもふえ、虐待も発生しているとの報道もあります。

今学校も始まって子どもたちが元気よく登下校している姿を遠目に見て、安心はしていますが、それなりの不安やストレスを抱えている子どもがいます。今後はどのように対応するのか、教育長に説明を求めます。

○議長（徳永留夫君） 教育長。

〔教育長 北之園千春君 登壇〕

○教育長（北之園千春君） 現在、中種子町の学校は、通常どおり開校しているところですが、子どもたちの学校生活においては、国から示された新しい生活様式の遵守・徹底を念頭に置いて主導に当たるよう指示を出しているところです。

具体的には、教職員、児童生徒とも朝の検温と健康観察結果の記録をとる。学校内ではマスク着用、手洗い、うがい、手指消毒の励行を実践させているところでございます。ちなみに、もし朝熱があった、風邪症状であるというふうな子どもについては、出席停止扱い、つまり欠席にならないお休みというふうなことで対処しております。

それから教室におきましては、室内換気の徹底、できるだけ児童生徒間の距離を保つ。大声を出さない。給食時にはグループをつくらずに静かに食べるなどを実践させているところでございます。6月8日月曜日に熊毛教育事務所との合同訪問を岩岡小学校、南界小学校で実施いたしました。給食の時間の指導を含め、新しい生活様式に基づいた学校生活が送られておりました。加えて、中学校では登下校時のスクールバスの乗車について、席をあけて座ること。それから部活動についても、3密を避けて活動するというふうな指導をしているところでございます。

子どもたちのストレスにつきましては、コロナウイルスの感染拡大防止対策及び緊急事態宣言により、学校の臨時休業による自宅待機、外出時の自粛を強いられたところによるものやスポーツ少年団活動、部活動等に係る日常練習の制限、試合等の開催制限などにより、思うような学校生活・日常生活ができないことで、ストレスが重なっていると予測される場所ではあります。これに対しまして、学校では、養護教諭を中心に担任教諭と管理職また場合によってはスクールソーシャルワーカー、それから特別支援教育支援員らと連携を図りながら、子どもたちの心と体のケアについて見守り声かけをし、いつでも相談できる体制をとって、子どもたちに対して細心の注意を払いながら対応しているところでございます。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） 次に、学力の取り戻しということで、休校の影響で学力も追いつけない状態での授業となっていると思いますが、文科大臣や文科省は、小学校6年生と中学3年生は夏休み等を利用しながらでも1年分の学力を取り戻し、ほかの児童生徒は数年かけて取り戻せばよいとありますが、言っておりますが、中種子町はどのように授業を進めるのか、教育長に説明を求めます。

○議長（徳永留夫君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） 今議員がおっしゃいました文部科学大臣の発言につきましては、特に特定警戒都道府県として指定された地域などの都市部で、分散登校を強いられている学校について該当するものと理解しております。本町では、県内や島内での新たな感染者、そういったものがないことから、全児童生徒が同じ日に登校できる状況ですので、学年による格差は発生しておりません。

令和2年3月2日から実施した21日間の臨時休業に係る子どもたちの学業の遅れについては、中学校で若干指導していない事項が見られましたが、小学校では必要な指導はほぼ完了し、学業の遅れはほとんど見られない状態であります。また、新年度に入り、令和2年度4月から5月までの臨時休業は、実質6日間となっておりますが、臨時休業が始まる4月25日までの間の4月初旬から中旬において、前年度の未指導事項の補充を完了し、新年度の指導事項についても、各学校で授業時数の確保を最優先に指導してまいったところでございます。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） 引き続きご指導のほどよろしく申し上げます。

最後に、副町長へお願いがあります。就任されて2カ月になりますが、まだまだ種子島、中種子町の現状については把握されていないかと思えます。先ほどから種子島の基幹作物であるサトウキビについて質問しましたが、サトウキビ以外にもたくさん問題を中種子町は抱えております。ぜひ、町民、農家と交流をされて機会あるごとに交流をされて、種子島、中種子町の現状を知っていただくようお願いいたします。今後、通告して質問することもあるかと思えます。ともに中種子町のために頑張りましょう。終わります。

○議長（徳永留夫君） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね11時10分からとします。

-----○-----

休憩 午前10時56分

再開 午前11時6分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に6番、蓮子信二君。

〔6番 蓮子信二君 登壇〕

○6番（蓮子信二君） 通告しておりました2点について町長に質問いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症支援対策について質問いたします。昨年末、中国河北省武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に感染拡大し、きのう現在、世界中で感染者数719万人、死者40万6,000人を数え、また我が国でも感染者数1万7,174人、死者916人を数える大変深刻な状況になっております。と同時に、国内経済情勢もリーマンショックを超える深刻な状況であると言われております。このような中、新型コロナウイルス対策として、4月7日に続き、4月16日に全国の都道府県に緊急事態宣言が発令され、飲食店、宿泊業者、接客を伴う飲食業者、人の集まる遊技場など感染リスクの高い業種に休業、休業自粛要請、また、一般世帯、国民向けに不要不急の外出自粛要請がなされ、その後の感染状況と経済状況を見きわめながら5月25日に全面解除いたしました。終息にはほど遠くまだまだ先が見通せない状況が続いております。

政府はこの自粛要請に協力していただいた、収入減少を受けた事業者には持続化給付金、全国民に特別定額給付金など、いろいろな支援策を打ち出しておりますが、国の持続化給付金が申請が困難、手間がかかる、給付が遅いなどと不評を買っており、迅速な対応が望まれます。

本町では、国県の支援対象から漏れた事業者への町単独支援策としてどのようなふうを考えているのか、町長に伺いたい。以降重複して質問する場合がありますけれども、よろしく願います。

以下は質問席でいたします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 先ほどの下田議員の御質問と重なる部分がございますが、先ほど申し上げましたとおり、今回中種子町では、国の地方創生臨時給付金と町の自主財源をもとに、6月1日より中種子町中小企業等事業継続支援交付金事業を実施しているところでございます。議員がおっしゃいましたように、国の持続化給付金事業に該当しない事業所などを幅広く支援する事業でございまして、本年1月から5月までの間で1カ月間の売り上げが前年同月比較して10%以上50%未満減少している事業所を対象に、減少率により5万円から30万円、最大30万円を支援する事業でございます。

対象事業所を国の持続化給付金事業、これに申請された事業所または新型コロナウイルスの影響がないであろう事業者を除き約200事業所程度を見込んでおりまして、現在、商工会において受け付けているところでございます。申請期間は令和2年の6月1日から令和2年の9月30日までです。

また国の持続化給付金事業でございまして、これが給付が大変おこなれているというのは本当にメディア等でも問題になっているところでございますが、本町におきましては、商工会、そして、役場の企画課のほうでも相談に応じておこなしまして、町民の皆様、事業者の皆様が御相談に来た際は、早急に対応ができるような指導とそれから手続の御案内をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（徳永留夫君） 6番、蓮子信二君。

○6番（蓮子信二君） 中小企業継続支援金と地方創生プレミアムつき商品券の販売についてのチラシが今月6月初めに配られました。事業主に少しでも早く支援する対策、そういった気持ちがあれば5月8日の臨時議会がありました。特別定額給付金の支給の件でございましたけれども、このときで、このときに一緒に出せなかったのか。私はせつかく臨時議会をやったんですから、遅きに失したと、そういった感じがいたしております。

かねてから飲食店で3月4月の卒業式、入学式、そしてまたいろいろな歓送迎会、異動による歓送迎会等稼ぎどきに自粛要請で売り上げが減少して、大変厳しい状況であると聞いております。早く町としても何とかしてほしいという声もいろいろ聞いております。町長にはこのような、商工会の会員でもある町長には、こういった人の声は届かなかったのか。また、臨時会から1カ月近くかかっております。そんなに時間がかかる、チラシの内容を見てもそんなにかかるようなことでもないと思います。新聞等で5月の連休明けの5月13日頃までに県下の市町村で30を超える市町村が実施するということが掲載されておりました。このような県内の状況を見て、理由は何であれ、支援策決定が遅くなったというふうな、遅くなっているような認識といたしますか、町長の思いはなかったものか、町長にお答えをお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 確かに新聞等では、町民一律何たら、町民全員に市民全員になんたらというのは、中身のことが報道されておりましたので、当然我々も早急に早急にといい思いはございました。ただし、せつかくこれ税金を投入するわけでございます。これがただ単にばらまきではなく、この困っている事業者の皆様さんたちをどう助けていくのか、どうサポートできるのかというのをしっかり協議をしました。やはりそれはただ単にこうしよう、ああしようっていうことだけで決まっていくものでなくて、さまざまな検討をし、そしてまた商工会長、宿泊、飲食業組合、そういったところの代表さんにも来てもらって協議もしたり、そういった時間も必要でした。そしてまた国の方向性というのがしっかり確定することをにらみながら、現時点でどこまでできるんだろうかということも検討しながらということでございます。そしてこのプレミアム商品券につきましては、決定後、大規模店の問題であったり、小規模店の問題であったりそういったところのすみ分け、いろんなことをまた聞き取りも行いました。そういったところでどうしても時間を要してしまったというところはもう否めない部分であり、議員のおっしゃる早急にやる必要性があるという思いは私も、当然あったところでござい

ます。

ちなみに商品券というのは今全国でたくさんの市町村がプリントに回しているので、商品券を発注しても約ひと月納期までかかるというのが現実でございます。なので、アナウンスだけは先に流しなさいということ。それで安心感を持ってもらうということで、そして、さまざまな国の支援事業、当然返さなくちゃいけない借り入れでございますが、こういったものも無利子であったり、いろんなことがございますので、そういったところをまず利用してもらいながら、耐えていただき、そして実際お店が潤うためには、ある程度終息の度合いが見計れる状態の中で動きをかける必要があるということで、さまざまなことを考慮して、こういうふうな状況になっております。当然急いでできる部分は急げということで、10万円の給付金等に関しましては、新聞ではいろんなところが早くも配達といったことで新聞ではにぎわしておりましたが、我々中種子町も決して遅い方ではなく、懸命に取り組んでいたところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 6番、蓮子信二君。

○6番（蓮子信二君） これまで今になった、支援策が今になったというそのようなプロセスも今までも答弁いただきましたので、次に、この持続化支援金で先ほども申しあげましたが、国の事業としても、申請が難しい、手間がかかる、そして給付が遅い、その問題が多く、そして特に事務の簡素化が言われております。このことを考慮してのことと思いますが、県内の市町村がほとんどが連休明けには支援策を打ち出しています。本町の事業継続支援金が、内容が4段階に区切っております。どの方法がよいかは別として、簡素化、スピード感を重視、重要視するなら給付金の一律支給は考えられなかったのか。また、本町の支援金、申請手続や添付書類は簡素化を考慮してやっているのか伺います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） すいません。先ほどの議員のあれの中で、私は商工会員ではございませんので申しわけございません。

○6番（蓮子信二君） どうもすいません。

○町長（田淵川寿広君） それであの、事業の簡素化ということで、申告をされてる方はそんなに難しくないところでございますので、申告内容と照らし合わせて、前年度の売り上げといったものと比較するだけでございますので、そう難しい内容にはなっていないと思いますし、申請の際は、簡単に申請ができるように、職員が一生懸命対応しております。それを決めるのが遅かったのではないかということなんですが、これもやはり聞き取り調査等、やはり我々は、我々が勝手にこれがいいと思って走るときも大事かもしれませんが、今回は実際困ってる人はどういうふうなものを欲しがっているのかということをしっかり把握する必要があるというようなことを考え、各種団体であったり、そういったところとも協議もしたりする時間がかかった。で、また要綱も整備そういったものも含めて、若干時間がかかったというのは否めないところでございますが、これにつきましても職員も一生懸命動いておりましたし、私の方も議員おっしゃるように危機感を持

って早急に対応できるように努力をしろという指示は常に出しておりましたが、そういうところで、結果町民の皆さんに喜んでもらえる、最終的に喜んでもらえるような形を絶対目指すべきだという話をしてきたところでございます。そういったところで御理解をいただければなというふうに思います。

○議長（徳永留夫君） 6番、蓮子信二君。

○6番（蓮子信二君） この支援金の財源として2,500万円ですか。こう組んでございますが、補正予算、単純に今私が経済対策、一律20万円でしたとき125業者という形になりますけども、先ほど200ぐらいの対象事業者がいるということで、今ちょっとどうも2,500万の中身でおさまるような想定なのかどうか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 若干の増減はあろうかと思いますが、おおむねその範囲の中で賄える規模ではないかなというふうに考えておるところでございます。と申しますのが、当然、本当に小規模な1人でやられてるお店だったり、そういったところの売り上げっていうのは年間200万300万というような売り上げ自体がそういう状況、っていうお店も結構ございまして、その半数という150万円になってるかというとなってない、なってる人は当然もう国の方に申請してもらおう。それ以下っていうことは30パー20パー10パーというようなことで、余り大きな変化がないという事業所数としてもあるということも踏まえまして、検討したところでございます。そして、先ほど言いました一律で幾らっていうふうなやり方をしますと、やはり事業規模、売り上げによって、例えば人を10人雇って営業している飲食店と自分1人でやってる飲食店としますと売り上げが全然違います。それに一律10万円とか20万円がいいのか、どうなのかっていうようなことを含めて、聞き取りを行った上で、そういったことも話をしっかりさせてもらいながら、この持続化、町独自の事業継続支援交付金というのを設置したものでございます。

○議長（徳永留夫君） 6番、蓮子信二君。

○6番（蓮子信二君） 先般配付されましたお知らせの中に、事業継続支援金という名目でございますけれども、これが例えば、この影響でもうどうしても店を閉めなければならないとか、廃業に追い込まれた方、そういった方に配慮をするような施策、支援策というのはないものかどうかお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） これを機に廃業するという方が、コロナの影響で売り上げが減りました。廃業しますという状況の中で、そこに至っては、それぞれの経営方針であったり、経営の中身に関与してくるものかと思えます。そういったこともございまして、現時点では、我々の方に閉店をしますというようなことで、何かないのかというような相談というのはまだ私のところでは聞いておりませんので、またそういったことがあれば、個々に対応できる場所があれば、皆さん、議員の皆様方に御理解をいただいて対応する必要があるというふうな議員の皆さんの考えであれば、対応していく必要性はあると思います。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 6番、蓮子信二君。

○6番（蓮子信二君） これから継続していく事業者、それはもう本当中種子町に対しても必要な、重要でございます。また、これまで去年始めてことし終わるちゅうのではなくて、もし仮定の話になりますけども、これまでずっと町民のためというか、のことでやってきた業者が、もしこういった状況でするのであれば何かこう一つでも何か支援をする対策を考えていただきたいと思います。

次に、またこれもチラシの中ですけども、申請先が商工会のほうになってございます。ここには商工会丸投げではなくて、企画課担当職員が行って指導はやっているのかどうか。あと農林水産課については、役場の方に申請するようというところで書いてございますけれども、あとは商工会のということで、その辺のどこを町からの事務の支援とかそういった部分については考えているのかどうか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この中種子町の中小企業等事業継続支援交付金事業というものは、先ほどの10万円の給付とは違って一気に人が押し寄せてくるという状態ではなく、税理士さんをお願いをしている企業とか、そういったところは税理士さんを通じての申請というようなこともあって、特に手がかからない部分もあり、個人事業主さんによっては商工会の方が行きやすい。もしくは商工会に行ったけどちょっと担当者がばたばたしているようだったが、というなことであれば、企画の方でも御相談には応じておりますので、そこら辺はそんなに皆さん方不便に思わないような状況なのかなというふうには思っております。

○議長（徳永留夫君） 6番、蓮子信二君。

○6番（蓮子信二君） 次、プレミアムつき商品券販売についてですけども、多額の地方創生臨時交付金、そしてまた財政調整交付金を使っていますが、50%のプレミアムがついているからといって、これをみんながみんな利用できるとは思いません。こんな言葉はあれだが、生活弱者と言われる生活保護者であったり、低所得者そしてまた非課税世帯などには、幾らかの商品券、先ほどもダブりますけども、商品券を支給する検討はしなかったのか。検討する考えはないのか。というのは先ほど10万円の給付金と抱き合わせた話をしておりましたので、あれは考えはちょっと違うんじゃないかと私は思いますけど、思いますが、その辺についてもう一度町長の考えを。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 10万円と抱き合わせているというのではなく、買い物するにもお金が要ります、何をするにもお金が要ります。そういった中で10万円というのが入ってくる、その一部でも使ってもらえればお得ですよっていう考え方であって、10万円と抱き合わせるといっても、これはこれで単独の事業ですので、単独というか別個の事業ですので、ただ、10万円があるうちだったら、皆さんが買いやすいだろうってような考え方を持っていただければなというふうに思います。そして、1万5,000円という1万円に対して5,000円のプレミアムをつける、これが効果的に町内での消費に結びついていくんであるろうということを想定して、こういうふうなことになっておりますので、当然さまざまな年金生活者も

しくは、非課税世帯、そういったことに対しては、国やそういったところのいろんな事業でサポートしておる部分もあります。足りないかもしれませんが。そういったところも踏まえて、今回の場合は、町内での消費というものを大きな目的として対応させていただき、そしてまた商品券の区別についても、消費するサイドも有効に使いやすいうようにというようなことも考えて設定した次第でございます。

○議長（徳永留夫君） 6番、蓮子信二君。

○6番（蓮子信二君） 今そういった町長の話分からないわけでもありませんけれども、やはりお金のある人、買える人、買えない人では、これ絶対公平であるとは言えません。その辺のところはもう一度検討して、財源組み替えでも何か対応できるんじゃないかと思いますが、ここもう一度検討する考えはないかお尋ねします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 是非、できればどういった世代の人が、どのような人たちがお金がなくて買えないのか、ということをもた後もって御教示いただければ、そこら辺を、その状況の流れとかそういったことも含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（徳永留夫君） 6番、蓮子信二君。

○6番（蓮子信二君） 先ほど言いました生活困窮者とかいう意味で、こういった部分を対象世帯、これをぜひ役場のほうでも、調査していただきたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） おおむね役場のほうではわかっているんですが、そういった中で、役場のほうにもそういう、我々は10万円もらったけど、ほかに使ったから、このプレミアム商品券を買えないっていうような御意見はいただいておりますので、当然言いにくいからわざわざ言っはこないと思うんですけども、言ってくるという人は少ないのかもしれませんが、そういった方がいらっしゃれば、言っていただければまた検討したいと思っておりますし、ただあくまでもその生活困窮者を救うためのプレミアム商品券というよりも、自粛要請によって打撃を受けた商店街等を救済、小売店等を救済しようという目的での商品券ですので、このコロナ対策の予算とは別で、生活困窮者がいて今生活が大変なんだよということで、これをもう少し町としてサポートしてやらんといけないんじゃないのかとか、そういうような御意見であればまたこの議会の中で協議をしながら、検討していくべきかと思うんですが、現時点では、コロナの影響による売上げの減少、そういったものにある程度絞って施策としての検討に入っております、ということをお理解いただければというふうに考えております。

○議長（徳永留夫君） 6番、蓮子信二君。

○6番（蓮子信二君） わからなくてもいいですけども、ぜひ切り離さない、せっかくなこうしたプレミアム販売ができる、そういった機会を利用して、せっかくなので買えない人にもそういった少しでも、配付して、給付して消費、消費の活性化ができればと思いますので、ぜひ、再考をお願いします。

次に、子育て支援について質問いたします。平成29年第4回定例会でも、同僚議員であった議員から、小中学生の給食費の無償化について同様な質問がありましたが、教育環境の整備として、普通教室へのクーラー設置を優先するため、現時点では、財政的に財源的に非常に厳しい状況であると答えています。今後過疎債など活用状況を見ながら検討すると答えています。教育費・養育費と子育てにはお金がかかるということは言うまでもありません。給食費無償化について、保護者からの声もよく聞きます。また給食費無償化で、「教育の町中種子」を売りに全国に情報を発信し、受け入れ態勢の事情もありますけれども、留学制度、留学生の制度を充実させて児童減少に少しでも歯どめがかかるのではないかと思います。ちなみに南種子、これは完全無償化、西之表市は児童生徒複数世帯に2人目以降は無償ということでございます。

ぜひ中種子も、知恵をしばり有利な起債を活用し、給食費の無償化で保護者の負担軽減を実現していただきたいと思いますが、町長の考えをお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 今議員のほうからございましたように、南種子町は平成29年度から給食費無償化を実施しております。西之表市は平成30年度から第2子以降を無償化としております。屋久島町は無償化はしておらず、本町と同様に、補助金交付による給食費の援助を行っておるところでございます。

平成29年度末現在のデータでは、県全体で給食費を完全無償化している団体、これは4団体で9.3%、一方、無償化及び一部補助をしている団体は23団体53.5%、また、無償化など一切実施していない団体というのが16団体37.2%となっております。

クーラー設置等、教育費の支出でございますが、令和元年度決算見込み額ベースでは、本町一般会計のうち教育費は8億4,252万2,000円、12.6%となっております。このうち社会教育関係経費を除くと、5億5,667万3,000円、8.3%となっております。これは前年度に比べ1億9,118万9,000円、52.3%の増となっております。その主な事業は、岩岡小体育館改修工事4,000万円、普通教室エアコン設置事業1億3,000万円などございました。

また令和2年度の教育費予算では、当初予算で教育費は7億7,445万7,000円、11.6%で、このうち社会教育関係経費を除くと5億343万3,000円、7.6%となっております。これに令和元年度の国補正予算対応で計上したG I G Aスクール構想に係る環境整備事業など1億2,415万2,000円についても、令和2年度中に実施することになっております。加えて令和2年度の国の2次補正予算に係る事業についても既に通知が届いており、国は令和2年度中に1人1台タブレット導入を前倒しして実施するという内容でございました。これを実施することとなりますと、未購入の児童生徒用タブレット200台、約2,300万円についても追加で補正予算配分を考えなければならない状況となっております。

令和2年度における準要保護児童生徒就学援助費の交付状況でございますが、本町の全小学生397人中交付人数が74人で18.6%、全中学生189人中交付人数は35人で18.5%という状況でございます。

就学援助費の交付を受けている児童生徒の一人あたりの給食費負担割合は、小学生で年額3万9,600円のうち9,600円で24.2%、中学生で年額4万6,200円のうち1万1,200円で、同じく24.2%という状況でございます。就学援助費の交付を受けている子どもの実質の給食費負担額でございますが、小学生1人当たり年額9,600円、月額873円。中学生では年額1万1,200円、月約1,018円となっているようでございます。給食費を無償化した場合の経費につきましては、令和2年度における児童生徒数をもとに無償化した場合の経緯を計算した場合、小・中学校の子どもたちに給食費の補助金として支出予定の額が、現時点で498万5,000円、小学生の給食費が町全体で1,560万2,400円。中学生の給食費が町全体で868万5,600円となり合計で2,918万3,000円となるところでございます。

現在予算化して補助金を拠出している金額を除いた額は2,428万8,000円となり、これが新たに財源を確保を要する額、これは多分1回無償化してしまうと単年度で終わらず、延々とこの額は最低でもある程度予算化していかないとはいけません。

そして、過疎のソフト事業でございますが、当然あの発行限度額は財政力指数によって変わってくるというのはもう議員御存じかと思えます。予算書でもわかりますように、7,760万円がソフト事業ということでございまして、23の事業に充当予定でございます。うち、子育て関連が出産祝金支給事業など6件で約3,850万円の過疎のソフト事業を充てているところでございます。ですのでとても重要な子育て支援の視点から申しますと大事なことであり、ふるさと納税のブラッシュアップであったり、町税の所得、町民の所得向上による税の増収も含め、原資を起債に限らず、可能であれば対応していきたいという気持ち、これは前からありました議員の質問の中でもこういったことは訴えておられますので、対応したいという気持ちはもう全く同じでございます。しかしながら、この新型コロナウイルスの発生から新しい生活様式、これに対応していくための未整備である、万が一第2波第3波、それ以降、学校閉鎖というようなことに追い込まれることがあれば大問題、子どもの学力さっきからおっしゃるような学力の問題、学年格差の問題、いろんな問題が出てきます。こういったことをまず先決として、インターネット環境の整備やったり、そういったもののハード面ソフト面、そういったことを先行しながら、まずは、子どもたちの安全、そして健康のための環境づくり、こういったものを急ぐことが大事なのではないかなというふうに考えるところでございます。

先ほど申し上げましたように、そういったことで子育てを支援していこうという気持ちは私も、議員と同じ気持ちは決してないわけではございませんので、原資を確保して、対応していくってこともとても大事なことでございます。そういったことでは、先ほど下田議員からもありましたように、農業所得を上げたり、町全体の人口をふやしたり、そういったことで交付税もふやし、そういった中で対応できるような状況になれば、当然対応していても、町民からは、批判は受けないということではないかなと思えます。ただし、我々も給食費に関しましてはいろんな場所で話を伺いますが、子育てが終わった世代は「私たちは払ってきた」ということをしっかり言います。それはそれ、これから今議員がおっし

やったような、中種子町は子育ての日本一の町だっというようなことを目指すのであれば、給食費の無償化、これは他県、国全体の都道府県の状況を見ながら検討していく必要性はある事業ではあるというふうに考えているところでございます。ちなみにこの過疎ソフト事業の中で、こういう子育て関係で、支援しているものが出産祝い金とか、おつきいものであれば乳幼児の医療時のごめんなさい、医療費の助成を行っております。これは我が町も早かったと思います。ですので、ほかの町と比べますと、いいところ悪いところといったらあれですが、遅いところというのはそれぞれ、そのときそのときの考え方、行政の考え方、議員さんの考え方によって違ってくる部分があるかとは思いますが。また既に学校給食費補助として500万相当過疎債から充当しておりますので、あと2,500万どうにかしろと言われたら、またここら辺の中身のことで、継続してやってきている補助事業をスクラップしてやるということも考えていく必要があるのかなと思います。例えば大きなもので言えば、敬老金の支給事業であったりとかさまざまなイベント、こういったものを全て中止して、それを過疎債として、給食費に充てるということが原資としては考えられますが、そこら辺のスクラップアンドビルドという考え方も大事になってくるかと思しますので、そういったところを、皆さん方の町民の皆様方の御理解が得られれば、よりスピーディーにそういった議員の思いが、実質、実になっていくのかなというふうには考えているところでございますが、なかなかスポーツ合宿誘致の補助であったり、総合型スポーツクラブ活動支援事業であったり、そういったことも毎年続けて行っている事業でこれも過疎のソフト事業を充てております。限度がいっぱいありますので、お金がないというのは私が言うてはいけないことなんです、そこら辺は近々にどうこうということはなかなかできかねるが議員と気持ちは一緒ですので、可能な限りそういったところにも対応していけるような努力はこれから先も頑張っていきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（徳永留夫君） 6番、蓮子信二君。

○6番（蓮子信二君） 今、説明聞いておりますと、お金がない、お金がないというふうに聞こえます。先ほど言いました通告はしておりませんが、留学生制度等を全国に発信して中種子は大変こう給食費もただですばらしい教育の町だということを売りにして、全国に発信したらということでございますけれども、この件について、教育長、何か一言コメントはないですか。

○議長（徳永留夫君） 通告外です。

○6番（蓮子信二君） それは言いました。

通告してませんが、コメントぐらいは何かないかと思って。

○議長（徳永留夫君） 教育長お答えできますか。

教育長。

○教育長（北之園千春君） 現在教育委員会としましては、ICT教育いわゆるGIGAスクール構想、これで1億以上のお金を使っているところでございまして、前々年度のエアコンの設置、これは大阪でしたか、熱中症で子どもが死んだことによる国の補助金、これを受けましてこの事業も1年前倒しでやったところでご

ございました。そういったところがずっと続いておりますので、大変心の片隅では心苦しく思いながら、ただ、給食費につきましては、無償化であれば、今町長からもありましたように、該当の保護者ですね、にとっては生活的には楽になるだろうし、ただ、終わった、子育てが終わった世代からは、自分たちは払ってきたんだよね。お昼御飯を食べるのはみんな一緒だよ。というふうな声があるのもまた事実ではございます。留学生につきましては、今留学生につきましては町からも、特に里親さんに対しては大きな支援をいただいております、そこら辺でも、各児童1人当たりと考えますと、大きなお金をいただいておりますので、軽々には、もちろんそれはもう、無償化になればそれが1番いいと思いますが、軽々にはちょっとお願いしきれないところでございます。

以上です。

○6番（蓮子信二君） ありがとうございます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） すいません。それと、子育て支援の観点から、せつかくの機会でございますので、保育料、保育、幼児保育の保育料の無償化が今年の10月から国の事業として始まっております。3歳以上の子どもたちの保育料等が無償化になっています。ただし、給食、これは保育料ではないので、これは国は負担しません。なので、町民、子育て世代としたら、国は保育所は、保育園とか幼稚園は無償化って言うてるのに、なんで給食費とるの。という中身がわからない人は疑問を持つので、今度の4月から副食費を3歳以上は無償化にしておりますので、そういったことを段階を踏まえながら、財政状況を鑑みながらこうしっかりやっていくような方向性を検討していきたいということで、先ほどの質問、ごめんなさい、途中でさえ切りましたが、御理解いただければと、決してしてないわけではなくて、そういったところもしっかり対応させていただいていることを御理解いただければと思います。

○議長（徳永留夫君） 6番、蓮子信二君。

○6番（蓮子信二君） それと、先ほどからいろいろな事業するために、過疎ソフト面であったり、過疎を使っているということを聞いて説明を受けましたけれども、南種子・西之表の話になりますと、過疎債を活用しているということ。それで、交付税の対象に70%、これは上限だと思いますけれども、70%が交付税対象になっているという話も聞いております。その辺のところで本町も、種子島、過疎は同じ条件です。できないことはないと思いますが、もう一度その辺の考えを。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この過疎債の、当然議員御存じだと思うんですが、過疎債の発行限度額というのがございますので、これはもう当然財政力指数によって大きく変わってきます。財政状況が悪いところは、割と限度額が上がってきます。だから、財政状況悪くして、過疎債をいっぱい使えるようにしろと言うのであればもう財政状況を悪くするだけです。何でもできるんですが、結局、結局、交付税措置があるとはいえ借金は借金です。これは我々も慎重に対応していかないといけない。交付税措置があるからといっても、起債は起債で、将来負担比率で

あたり何だたり、前回、日高議員のほうからもしっかりとした運用しなさいという指摘を受けておりますので、そこら辺も見ながらやっていく必要性があります。その中で、一、二年、三年程度で終わるような事業以外でやっているそれぞれの事業というのは結構でございます。これはそれぞれの行政の中で、それぞれの首長、今までの首長さんたちのいろんな思いがあって、その事業始めていることではございますが、そういったことも1回洗い直して、スクラップしていくようなことも考えて、原資を確保していくと。過疎債使うのは僕もそれがいいと思いますが、その今枠がもういっぱいに来ております。それ以上出してもいいんですが、多分分けられてしまう部分が多いのかなというふうに考えているところでございます。過疎債にまだまだ余裕があるのであれば、すぐにでもできる部分もあるのかなと思います。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 6番、蓮子信二君。

○6番（蓮子信二君） 過疎債の限度額等いろいろ、条件があろうかと思っておりますけれども、これは30年度の決算の実質公債費、こういったものを町の公債費、こういったものが10.1%、大変良好であるという監査委員の結果もあります。まだ、枠いっぱい使えという意味ではありませんけれども、ぜひこういったことを少しでも、保護者とかそういったものに負担軽減で半減するような施策を、勉強もって知恵を絞っていただきたいと思っております。

今、本町の助成が小学校・中学校給食費の助成金が、17%ぐらいで、1%も満たない助成でございます。先ほど言いましたように、交付税の対象が70%あるということではございます。うち何%台が交付税措置で帰ってくるのか、そういったものが財政担当が1番わかっていると思うんですよ。町長はわかっていると思っておりますけれども、この辺のところは財政と共有はしているのかどうか。全然、中種子だけが違った形でちゅう意味で私は言うておりませんので、ぜひその辺のところは知恵を絞って、財政のほうも全国行って、全国に行って、いろいろ利用できる、有利に利用できる起債を見つけて、ぜひ負担軽減につなげていただきたいというふうに思います。

財源がない財源がないでは、いつまでたっても実現できずに夢も希望もない中種子町で終わります。少しずつでも前向きに検討するよう要望して、私の質問を終わります。

○議長（徳永留夫君） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね13時20分からとします。

-----○-----

休憩 午前11時56分

再開 午後1時12分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に11番、戸田和代さん。

[11番 戸田和代さん 登壇]

○11番（戸田和代さん） 昼からの一般質問に移らせていただきます。

農家の皆さんは、12月から始まったサトウキビの収穫も終わり、雨の合間を縫って今肥培管理、また、カンショの植え付けに日々忙しい日を送っております。令和2年度におけるキビの単収は6トン500キロになりました。見た目では7トンにいくんじゃないかなと思っていましたけど、台風の影響もなく、収量に期待していましたが、茎数が少なかったことが大きな要因とされているとのことでした。来期にまた望みたいと思っております。

また、子牛の価格は、コロナウイルスの影響を受け、平均で15万下がりました。5月の競りでは、平均で56万台に落ち込んでいますが、まだ踏んばりのきく価格で推移しております。繁殖農家と肥育農家がともに生きていくわけですので、まだまだ価格で推移しているんじゃないかなとと思っているところでございます。

また、コロナ対策として国民1人当たり10万円の給付に対しても、早急な対応、申請のわからない方への防災センターでの手続、コピー、申請手続ができたことに町民の皆さんから多数の喜びが聞かれてきました。町長はじめ、対応させていただきました職員の皆様には本当にありがとうございました。

さて、新型コロナウイルスで、こんなにも世界の経済、日本経済を揺るがし、日常生活様式が変わり、耳なれない聞きなれない横文字、オンライン、テレワーク、テイクアウト、新聞メディアは朝夕に報道され、大分なれてきたこの頃であります。

コロナウイルスの影響により、日本全国、特に飲食業界は大きなダメージを受けています。町でも地域経済の活性化を図るために、地方創生プレミアムつき商品券を販売する計画がなされ、50%のプレミアムつきなので、かなりの販売が予想されると思います。利用できる店舗、特に飲食店へ向けての使用を可能とした商品券の販売の考えは。

あとは質問席でさせていただきます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

[町長 田淵川寿広君 登壇]

○町長（田淵川寿広君） 先ほど来質問もありがとうございます、このプレミアム商品券の販売についての御質問でございますが、まず冒頭、職員の頑張りにお褒めの言葉をいただき、まことにありがとうございます。職員もまたより一層、これから町民のために頑張っていけるものではないかと思っております。本当にありがとうございます。

またダメージを大変受ける商店街、特に飲食店等の件につきまして、新聞等では、各市町村ではデリバリーの日もしくは出前等の日などというような曜日を決めて対応しているというようなことを見受けることがございますが、本町では、コロナの影響が出始めたころから、私のほうで課長会の中で全職員に毎日とは言えないが、可能な限りそういった飲食店を利用するようにお願いができないかということで、積極的にそういった出前、デリバリー等を利用していただいておりますということをあえてつけ加えさせていただきます。職員もそれなりに個々に考えて、できることは精いっぱいやっつけようということで、地域の商店街に貢

献できないかということで、本当に全面的に協力をいただいておりますということも少しだけ報告させていただきました。

中種子町活性化プレミアムつき商品券、これを販売する目的といたしまして、先ほども申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症拡大が地域経済に与える影響、これを緩和し、消費を活性化して地域の振興を図ることでございます。このようなことから、町内の幅広い業種の事業所・店舗に賛同いただいて販売を促進していきたいというふうに考えているところでございます。

飲食店のみでの商品券の販売はできないか、との御質問でございますが、今回の目的を踏まえると特定の業種に限定するものではなく、影響を受けている全ての業種で利用できるものでなければならないというふうに考えたところでございます。当然のことながら、飲食店でも十分御利用いただける商品券でございますので、町民の皆様積極的に御利用いただければなというふうに思います。

また全ての業種で利用できるということから、今回の商品券につきましてはAコープやドラッグストアなどの大型店舗でも使用できることとしました。まずもって多くの町民の方々に商品券を購入していただいて、町内で利用していただくことが消費の活性化、地域振興につながるものではないかというふうに考えますので、日ごろの町民の方々が利用している状況を考えますと、大型店舗を除くべきではないのではないかと判断したところでございます。そういった小規模商店等を含めたことを考慮して、商品券の内容を全店舗で利用できる共通券それと、大型店舗以外でのみ利用できる専用券と2種類を1セットで販売することとしたところでございます。そういったふうな工夫はさせていただいておりますので、御理解いただければと思います。商品券につきましては、中種子町民のみへの販売となりますので、県外の利用客が多い宿泊業であったり、レンタカー業・タクシー業などでは利用が見込まれないことも考えられるところでございますが、そのような事業所に対しましては、現在国会で審議中の2次補正の予算の中に、若干のメニューがあるように聞き伝わっておりますので、そこら辺も含めて、別途対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） 一応理解はしました。

2月に新型コロナウイルスが日本でも広がり始めたために、3月議会も自粛ムードの本会議でした。その時点ではどんな新型ウイルスの特徴があるのか、社会がどのような影響を受けるのかよくわかりませんでした。その後保健所を訪問しわかったことは、感染症法という法律に定める法定感染症の中で、結核病と同じ2種類感染症に区分されるということで、このため感染者は法律に基づき、保健所の指示で特定病院に隔離されますが、それ以外の予防または個人の行動などを規制する権限は自治体にはありませんということで、地元保健所との対応の仕方を協議しますが、住人の皆さんに注意するようお願いしたり、いろいろな防災無線で放送もされておりました。特に新型コロナウイルスは空気感染しますので、飛沫感染のウイルスについての正しい情報と住民の一人一人ができる予防方法、

しっかり広報することによって、なによりの大事な仕事です。

では私たちができる予防方法とは、マスクの着用、ほかにうがい手洗い、免疫力を高めるために食事、十分な睡眠、手づくりのマスク、たくさんつくられるようになりました。感染者が出ていない種子島でも、休校や店舗休業が続いて、重々しい雰囲気になりましたが、家庭での食事や手づくりマスクなどがふえ、地元の食材のありがたさや家庭のぬくもりなど再認識できる機会になってきたんじゃないかと思っております。それを踏まえまして、私たちは4月7日に1市2町の女性議員で島内感染予防を強化するために、鹿児島南埠頭にサーモグラフィーを設置することを求める要望書を県、熊毛支庁に提出し、高速船、定期線、乗り込む前に見つけないと、島の医療体制が崩壊すると訴え1市2町の首長さんに対しても、住民の不安払拭のために予防対策など正しい知識を周知し、厳しい経営を強いられている地域業者への経済対策を訴えたところでございます。町長にも本当に快く対応していただきましたことにありがたく思っております。

その中で、今の町長の答弁の中で、商品券が、ドラッグストアとか商工会で使われるように、どこでも使える商品券になっているということですが、商工会に入っていない小売業者にも対処できますか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 事業者を募集しますので、そこで、当然それはうちの店では使えませんよっていう業者さんは当然中にいらっしゃるかもしれないので、一応全店舗にお声掛けをして手を挙げていただいて、その手を挙げていただいたところで使えるというふうな方向になりますので、これは、商工会加盟店であったり、スタンプ会加盟店とかそういったの一切関係ございません。

○議長（徳永留夫君） 11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） 今から募集するわけですね。商品券の販売業者の方を。ですか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 現在募集中です。はい。

○議長（徳永留夫君） 11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） わかりました。

募集に対して業者の皆さんがそれは希望することですから、なんですけど、1セットを買った場合1万5,000円、1万円に対して、5,000円のプレミアムですから、私がここに上げている飲食店のみで使用可能な商品券っていうのは、商品券は、どこでも飲食店でもどこでも使えるでしょうけど、その中に、飲食店のみの商品券をセットして販売できないかということです。飲食店のみでしか使えない商品券をセットにして使えないと、ということです。商品券が、全部の飲食店に使えるということはわかります。でも、商品券、飲食店のみで使える商品券をセットの中に入れて、販売できないかということです。わかりますか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 議員のおっしゃることはわかります。はい。

○議長（徳永留夫君） 11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） 何で私がこう言うかとですね、商品券が飲食店、今販売されるようとしている商品券が飲食店でも使えるということはわかるんですけど、恐らく買い物に集中するんじゃないかなと思ってるからです。ですからそのセットの中に1万円買ったら1万5,000円の中に、例えば飲食店のみの商品券を2,000円分を入れて販売するわけです。食べに行ったり、2,000円で。それから飲みに行ったり、もし行けない人は側に子どもさんやお孫さんがいたら、お誕生日のプレゼントだから食べに行ったり飲みに行ったりしてねっていうような商品券に変わるんじゃないかなって思ってるんですけど、どうですか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） いろんなことを考えました。特に打撃を受けてる飲食店さん、そしてまた飲み屋さん。そういったところでの消費っていうのはどの程度の量で流れていくのかということも踏まえて、一つはやはり絶対的な商店街の仕入れ、いろんなことも考えました。そういったのにも利用できるわけですので、当然その飲食店で食べる時だけ使えるっていう考え方でいいのかなと思うんですが、それは一つの考え方としては間違いない部分ではあると思います。ただし、飲食店だけ、スナックだけ。どこだけっていうのにしてしまうと非常に商品券自体の使い勝手が悪くなるんじゃないかと。購入した人の使い勝手ですね。だから使いやすさ、わかりやすさである程度担保しないとせっかくつくった商品券が結局そういう使い方するんだったら、おれたち買えないと。私はそんな難しいんだったらもう買わなくてもいいかなっていうようなことになりかねない。そしたら全体的な消費の伸びが見受けられなくなる可能性があるというところまで慎重に協議をしたところでございます。

使いやすさというのも最大限商品券としてプレミアムをつけて、子育て支援事業で出産祝金のおきにも議員の皆さんにはできれば現金、半分現金にとかいうような意見もありましたので、また、商店街の皆さんたちと話をする中で、大型店舗ができたから、我々商店街はおまんまのくいあげだ。と言いながら、商工会の会員の皆さんが大型店舗に買い物に行っている現状っていうのもあるわけございまして、そういったところをいろいろ考えますと、そういう2種類ぐらいに分けるのが限界かなということもあり、この大型店舗ができたから、飲食店、何とか小売店が大変だっていうのもわかりますが、僕が何人かの代表の方にもお願いをしたのは、できたものはしょうがないんだと。だからこことどう共存していこうかっていうことを、やっぱりいろいろ考えていただくのもとても重要なことではないかというような、御意見もさせていただいたところであり、このプレミアム商品券をうちの店で使えますよって言ったところになるべく来てもらうように、何らかの努力をしてもらうのも、一つのお店のこれから先の営業方針としてこのコロナとしばらくつき合っていないといけないわけですので、そういったことにいろいろ反映させながら、いきながら、我々行政だけで考えるのではなく、それを使うお店の方も、例えば、プレミアム商品券を持ってきた方には、飴1個サービスとかなんかいろんなこうアイデアが僕らよりはるかに商売なさる方があると思いますので、そういったことで工夫されながら、利用を高めていく努力も

してもらっても、より一層活性化が進むのではないかなというふうな思いもございます。議員のおっしゃる意味は十分わかりますし、それも間違いあながち間違いではないし、おかしいこと言ってるわけでもないと思いますので、十分理解できますが、トータル的なバランスで考えたときに、このような商品券の発行の形になったということ、それから、今つくってるやつにちょっと入れられないかと言いますけども、印刷をまわしてますので、ちょっと今、どうこうというのは正直できないということでございますので、あとは、手を挙げてくださった、登録をなされた事業主さんがそれぞれにのぼりなり、ポスターなり手書きでもしてもらって、うちで使うと何とか、というみたいな感じでやってもらってもっと利用しやすい環境になるのではないかなというふうに思います。が、よろしいでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） 町長の言うこともわかります。本当にわかります。でも、商品券が1万プレミアム5,000円ついて、町の飲食業界に活性化につながっていくかな。商店は、普通の商店は活性化になると思いますよ。それは。でも、あえてその商品券で食べに行こうか、飲みに行こうか、という人はなかなか出てこないんじゃないかなと私は思います。もう印刷されているから、もう手おくれかもしれないけど、2次補正か何かまた出てきた場合に、そういう飲食店でしか使えない商品券っていうのも、この飲食店のダメージを下げるために私は必要じゃないかなと思ってるんです。3月4月ほんとに、卒業だの入学だの歓送迎会だのって賑わう町が自粛ムードで何もできなかったってもうこんなに寂しい、70年生きてきてこんなに寂しい時期はなかったです。人間の動きでこんなにも経済がダメージを受けるんだなっちゅうことも痛感したんですけど、ちなみに、商品券の有効期限はいつでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） ことしいっぱい、12月31日までです。

○議長（徳永留夫君） 11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） 12月31日といえば半年あるわけですけど、それまでに上限5万円と言いますから、5万円買うと7万5,000円が入ってくるわけです。毎日、食材やいろいろなものは半年かければ、買えていくのかなと思いますけど、私が心配するのは、どうしてもこの飲食業界の皆さんが、皆さんが食べに行く、飲みに来てくれるというのは、なかなか元に戻ってくれるのはなかなか厳しいんじゃないかなと思います。ですから、その有効期限の中に、あとからまた2次補正か何か出てくるとは思いますけど、その中にやっぱし飲食業界に対しての商品券っていうのは、つくってほしいんですけど、どうですか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 国の2次補正のメニュー的なものであったり、そういったところをしっかりと見きわめる必要があると考えますので、現時点では、可能性については言及しないでおきたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） 商工会の商品券も私もちょくちょく買って使っているんですけど、商工会の商品券は、お釣りの出る店と出ない店があります。それは商工会ではお釣りを出さないっていうのをしているのか、そのお店によって違うのかなと思いますけど、町のプレミアムはお釣りを出せるようにしてほしいです。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） お釣りは出ません。もう、出ない方向で考えております。というのは、今戸田議員がおっしゃったように飲みに行くときは使わない。ということですが、ですね。飲みに行くときには商品券とかは余り使わないということですね。だからそれを使ってもらうために飲みに行った人にできれば、例えば、2,700円だったというときは3,000円出して、もうおつりはいいからって言ってもらえるような町を元気づける、食堂に行くとき800円だったときには1,000円出して、もうおつりはいいからってというような気持ちで使ってもらえればプレミアム分損をするんだけど、余裕のある人にはそのぐらいで、その商店街に協力してもらおうためにも、おつりは出さないというような基本的な考えで印刷しておりますが、店によってはうちはおつりを出しますよっていうところも出てくるかもしれません。それが今ある、商工会のスタンプ会が扱ってる商品券にしても、現金はちゃんともらうんだからということでおつりを返してるところもあるかもしれませんが、あくまでもそれは商品券の使い方を書いてちゃんと書いてありますので、お釣りは出ないようにしております。ですので、お釣りをもらいたくないというときは、千円以下のときは現金で払ってもらって、1,010円の場合は1,000円券と10円出して買物してもらおうというようなふうにして、そういうふうの商品券というのは使い方が、そういう使い方をするようになっておりますので、お釣りを出してくださいとかどうかっていうのは我々もいろいろ検討した中で考えております。そういったことで御理解いただければと思います。

○議長（徳永留夫君） 11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） 私は主婦の立場で言うんですけど、お釣りは1円でももらいたいんです。そういう気持ちでお釣りは出る商品券かなって聞いたわけですけど、町がそのように考えているのであったら、仕方がないことかなって思います。例えば、飲みに行った人は3,000円なれば2,700円なれば、いやもう釣りはいらんなーや、ちゅうてなるでしょうけど、お店で食材を買う人は、そういうお店を釣り銭がでるようにしてくれればいいのになって、いろいろ主婦の人からはねえ言われるんですよ。商工会員でも言われてますから、それはもう頭で決まっていることだからどうしようもないじゃないって、答えてるんですけど、今度のプレミアムは釣り銭がでるようにせんばいけんって思ってきたんですけども、決まっていることなんですね。それは残念なことでございます。

その商品券はドラッグストアからこの商店街で希望をとって今からするということですね。今から希望。ですか。募集するわけでしょ。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 募集をかけておりますので、周知の文書も出してありますので商店とかそういう事業者に対しては、そういうことでございます。

○議長（徳永留夫君） 11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） 旭町通りは中種子の顔と言ってもいいほど本当に飲食店が並ぶ店なんですけど、ここ3月4月5月まで夜町を歩いてみますと本当に明かりの消えた町になっております。私が今回、質問したのも、どうしてもその旭町の飲食業界に経済効果を少しでも町民が持たせるために、スタンプ券のセットの中に、飲食商品券を飲食店で使える商品券を少しでも組入れてくれないかなっていうことなんですけど、どのお店でも飲食店でも使える商品券ですから言ってますけど、私は恐らく買い物の方に、町民が走るんじゃないかなと思って不安でいっぱいです。ですからできるだけ議員の皆さんも職員の皆さんも、町に出かけて、食べたり飲んだりして、コロナに負けないよう飲食業界に育てていきたいなと思っておりますので、どうかよろしく願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（徳永留夫君） 以上で一般質問を終わります。

-----○-----

日程第4 報告第1号 令和元年度中種子町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（徳永留夫君） 日程第4、報告第1号、「令和元年度中種子町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 報告第1号について説明いたします。

一般会計繰越明許費繰越計算書でございますが、令和元年度一般会計補正予算（第4号）に置いて、繰越明許費予算を計上しておりましたが、今回その繰越額が確定し、歳出予算の経費を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙、繰越計算書に記載するとおり報告するものでございます。繰り越しとなりました事業は、建物収去土地明け渡し訴訟業務委託を初め、G I G A スクール構想推進事業など14件で、令和2年度への繰越額は3億2,543万8,000円です。

その財源につきましては、既収入特定財源が地方債の17万1,000円、今年度の収入となる国庫支出金など3億1,097万4,000円及び一般財源の1,429万3,000円となっております。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

-----○-----

日程第5 報告第2号 令和元年度中種子町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（徳永留夫君） 日程第5、報告第2号、「令和元年度中種子町水道事業会計

予算繰越計算書について」を議題とします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 報告第2号について説明いたします。

地方公営企業法第26条第3項の規定により歳出予算の経費を繰り越しましたので、別紙繰越計算書のとおり報告するものでございます。

繰り越しとなりました事業は、建設改良事業1件を初め、給水車取得に係る経費で、令和2年度への繰越額は176万9,000円です。

その財源につきましては、工事負担金の58万3,000円、損益勘定留保資金の118万6,000円となっております。

以上、報告いたします。

○議長（徳永留夫君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

-----○-----

日程第6 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度中種子町一般会計補正予算（第3号））

○議長（徳永留夫君） 日程第6、承認第12号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第12号について説明いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を緊急に計上したもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年5月25日付で、一般会計補正予算（第3号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

まず歳出予算から御説明いたします。

民生費は、国が児童手当の受給者に対し、子ども1人当たり1万円を支給する子育て臨時特別給付金に関連する経費を計上。

商工費は、国の持続化給付金が対象外となった事業者に対し給付金を支給する経費と新型コロナウイルス感染症において疲弊した地域経済の回復を目指すための商品券発行に関する経費を計上しております。

次に、歳入予算につきまして御説明いたします。

国支出金は、子育て臨時特別給付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加。

繰入金は、財源調整のため財政調整基金を増額。

雑入は、商品券の売上金を追加しております。

その結果、歳入歳出にそれぞれ3億598万7,000円を追加し、補正後の予算総額を77億5,282万円とするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、承認第12号を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第12号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第29号 中種子町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

○議長（徳永留夫君） 日程第7、議案第29号、「中種子町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第29号について説明いたします。

行政手続などにおける情報通信の利用に関する法律が改正され、情報通信技術を活用した行政の推進などに関する法律などに改められたことに伴い、引用する条項の整備を行うため本条例の一部を改正するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第30号 中種子町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（徳永留夫君） 日程第8、議案第30号、「中種子町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第30号について説明いたします。

中種子町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本町の過疎地域自立促進計画は平成28年度から令和2年度までの5年間の計画を策定し、住民とともに作るまちづくりを基本理念とし、人の和と豊かな実りに新たな希望が持てるまちづくりを推進するため、計画的に事業を進めているところでございます。

今回の変更の主なものとしまして、緊急性及び財政事情等を勘案し、新規事業として、産業の振興において農産物生産力向上支援事業（堆肥ストックヤード整備）を追加するものでございます。交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進においては、緊急自然災害機能強化町道修繕事業、上方高峯線交通安全対策事業を追加するものでございます。次に、生活環境の整備においては、中南広域斎苑火葬場増改築事業、緊急自然災害防止事業南大渡瀬川を追加するものでございます。高齢者などの保健及び福祉の向上及び増進においては、中央保育所空調機取替工事。教育の振興においては、給食センター調理室床改修工事を追加するものでございます。

また、過疎地域自立促進特別事業として、幼児教育・保育副食費扶助事業を追加いたします。その他の変更につきましては、事業内容変更や事業の繰り延べなどが主なものでございます。

なお、本計画の変更につきましては、法律に基づき鹿児島県知事との協議の結果、異議のない旨の回答をいただいているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第31号 中種子辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について

○議長（徳永留夫君） 日程第9、議案第31号、「中種子辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第31号について説明いたします。

中種子辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を、令和2年度から令和6年度までの5カ年間別紙のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、交通通信施設といたしまして、継続事業である町道梶潟1号線、町道坂井熊野線、町道原之里線の3路線をそれぞれ改良舗装する計画であります。また、サトウキビ増産対策農道等補修事業を計画しております。次に、教育文化施設といたしまして、野間小学校屋内運動場、増田小学校屋内運動場の改修事業を計画しております。また、野間小学校教職員住宅改築事業を計画しております。次に、消防施設といたしまして、消防防災施設等整備事業、高規格救急自動車整備事業を計画しております。また、観光レクリエーション施設として、温泉保養センター改修事業を計画しております。

なお、本計画の策定につきましては、法律に基づき鹿児島県知事との協議の結果、異議のない旨の回答をいただいているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、蓮子信二君。

○6番（蓮子信二君） 小型動力ポンプの、4年間ありますけども、

○議長（徳永留夫君） 蓮子議員、マスクをとってしゃべってください。

○6番（蓮子信二君） 計画の中に、小型動力積載車ですか。これを4年間組んでございますけども、どこどの1,000万円ずつ、どこの分団の計画ですか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 担当課長に答弁させます。

○議長（徳永留夫君） 企画課長。

○企画課長（徳永久君） 今の小型ポンプの入れるところにつきましては、すみません。現在、手に資料がありませんので、後ほどすぐ説明をいたします。

○議長（徳永留夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第32号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約について

○議長（徳永留夫君） 日程第10、議案第32号、「水槽付消防ポンプ自動車購入契約について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第32号について説明いたします。

中種子町消防団中央分団の水槽付消防ポンプ自動車は、平成13年に配備され活用されていますが、19年が経過し老朽化及び機器の消耗が激しいため更新するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額4,320万8,000円、契約の相手方、鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第33号 町営横町団地建築工事（1期）請負契約について

○議長（徳永留夫君） 日程第11、議案第33号、「町営横町団地建築工事（1期）請負契約について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第33号について説明いたします。

町営横町団地建築工事（1期）を実施するに当たり、地方自治法第96条第1項

第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、町営横町団地建築工事（1期）です。契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約の金額は7,568万円です。契約の相手方は、鹿児島県熊毛郡中種子町野間4,175番地3、有限会社須賀建設、代表取締役須賀義信でございます。

以上、よろしく願いいたします。

詳細については、建設課長に説明をさせます。

○議長（徳永留夫君） 建設課長。

○建設課長（長田認君） 御説明いたします。町長の説明と一部重複しますが、御了解をお願いいたします。

町営横町団地の3棟のうち2棟は、昭和37年に建築されておりまして、57年経過しており、老朽化が激しく、平成29年度に策定された中種子町公営住宅長寿命化計画によりますと、団地の管理方針と住宅改善の必要性可能性について優先的な対応が必要で、改善が不可能と判定されたため建てかえるもので、令和元年度に2棟解体しており、今年度1棟の建築工事を実施するものです。

公営住宅整備の基本的な方針として、国が定める住生活基本計画、町長期振興計画の基本理念に基づき、自然に調和した環境づくりに配慮し、快適で潤いのある住宅を確保することとしております。

横町団地を建てかえるに当たりまして、高齢者に配慮したバリアフリー対応とし、横町団地整備検討委員会を開催して実施設計を実施いたしました。

配付いたしております図面をお願いいたします。

建築する場所につきましては、中種子町野間横町集落内の現横町団地で、県道野間島間港線から2棟目になります。赤色の部分になります。県道沿いの1棟につきましては、継続管理で、旧住宅2棟目と3棟目を建てかえする予定で解体が現在終了しております。

それから、図面の裏面をごらんください。

建物の概要は、木造平屋建て長屋づくり、1LDKの5戸、190.15平米、1戸あたりが39.43平米です。住宅性能評価をクリアしておりまして、日常生活空間内の床は段差がないバリアフリー構造となっております。また各住宅ごとに駐車場を確保しておりまして、緊急車両等の進入にも配慮した配置となっております。本町においては、単身者向けの住宅が少ないため、単身者でも入居可能な広さとなっております。木材は、町有林材を使用いたします。

契約名、町営横町団地建築工事（1期）契約金額7,568万円。工期が、令和2年6月11日から令和3年3月5日までの268日間、契約の相手方、鹿児島県熊毛郡中種子町野間4,175番地3、有限会社須賀建設、代表取締役須賀義信でございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第34号 中種子町温泉保養センター建築改修工事請負契約について

○議長（徳永留夫君） 日程第12、議案第34号、「中種子町温泉保養センター建築改修工事請負契約について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第34号について説明いたします。

中種子町温泉保養センター建築改修工事を実施するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、中種子町温泉保養センター建築改修工事です。契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約の金額は6,050万円です。契約の相手方は鹿児島県熊毛郡中種子町野間6,125番地4、有限会社池山建設、代表取締役池山克司でございます。

詳細につきましては福祉環境課長に説明をさせます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 福祉環境課長。

○福祉環境課長（上田勝博君） 議案第34号について御説明をいたします。町長の説明と一部重複しますが、御了承いただきたいと思います。

中種子町温泉保養センターは、鉄筋コンクリートづくり平屋建てで388.05平方メートルの施設でございます。町民の健康増進、相互の触れ合いを目的に平成5年に開設されておりますが、営業開始後26年が経過しており、経年劣化による施設全体の老朽化が進んでいる状況でございます。

工事内容につきましては、外壁改修、内外壁の塗装、屋上防水、浴室及び全室内装改修、建具工事などを行うものでございます。工事期間中の保養センターの営業につきましては、利用者の安全面などを考慮した場合、休業せざるをえないと考えますが、工事関係者と協議調整を行いながら、早目に再開できるように努めてまいります。

契約名、中種子町温泉保養センター建築改修工事、契約金額6,050万円、契約の相手方、中種子町野間6,125番地4、有限会社池山建設、代表取締役池山克司、工期は令和3年2月26日まででございます。

以上、議決方よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第35号 野間小学校体育館改修工事請負契約について

○議長（徳永留夫君） 日程第13、議案第35号、「野間小学校体育館改修工事請負契約について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第35号について説明いたします。

野間小学校体育館改修工事を実施するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、野間小学校体育館改修工事です。契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約の金額は6,710万円です。契約の相手方は、鹿児島県熊毛郡中種子町坂井5,873番地15、有限会社日高建設、代表取締役日高靖喜でございます。

なお、詳しいことは教育総務課長に説明させます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（浦口吉平君） それでは御説明いたします。町長の説明と一部重複しますが、御了承をお願いします。

野間小学校体育館は、昭和60年に建築されており、築後35年を経過していることから、老朽化により金属屋根の腐食による雨漏り、外壁防水機能の低下、出入り口窓等の建具の劣化による不具合、床面の劣化、破損及び照明の不具合が見られます。建物の概要は、鉄筋コンクリート造り1階建て、面積は800平米です。

今回の改修内容の主なものは、屋根のカバー工法による全面改修、外壁面全体の防水工事、床の全面張りかえと塗装工事、出入り口建具の改修及び窓の補修工事、体育館照明のLED化改修工事、その他の工事などとなっております。

契約名、野間小学校体育館改修工事、契約金額は6,710万円、工期は、令和2年6月11日から令和3年1月29日の130日間となっております。契約の相手方、鹿児島県熊毛郡中種子町坂井5,873番地15、有限会社日高建設、代表取締役日高靖喜です。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第36号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（徳永留夫君） 日程第14、議案第36号、「損害賠償の額を定めることについて」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第36号について説明いたします。

総務課職員の起こした事故に対し賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、町道公園通り線、種子島中央体育館付近駐車場近くの路肩において職務上の管理作業を行っていたところ、種子島中央体育館から役場方向に走行してきた南種子町中之上2,269番地3、高橋修一氏が所有する私用者の左側面のガラスを破損させたので、これに対する損害を賠償するものでございます。損害額は5万1,480円です。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） 職務上の事故ということですが、これは道払いかなんかですか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 除草作業中の飛び石によるものかと思います。

○議長（徳永留夫君） 5番、永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） 討論の場で意見したいというふうに思っておりました。私は別にその損害賠償に反対するつもりはございません。

まず、けがは無くてなによりでした。この事故以前にも直近で3件ほどの職員による事故がございました。その際に私は苦言を呈し、徹底した指導というもの

をお願いしておりました。その直後の事故ですので非常に残念に思うところがございます。この数カ月の間、4件、この損害賠償となるような事故が起きたわけですが、ちょっと今回の場合は不運ということもありましょうが、それにしても、ちょっと多いんじゃないかというふうに思うわけでございます。

これ以上ふえるようなことがありました場合に、今回の場合はさておき、罰則の制定なども必要じゃないかというふうに思います。例えば自動車事故、職務上の自動車事故の場合ですね、運転中の。前回も2件ほどでしたかありましたよね。ですから町長以下課長、御指導を、徹底した御指導をよろしく願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（徳永留夫君） ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。
これから、議案第36号を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

○議長（徳永留夫君） ここでしばらく休憩します。
再開をおおむね14時30分からとします。

-----○-----
休憩 午後 2 時 16 分
再開 午後 2 時 26 分
-----○-----

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
企画課長から発言を求められていますので、これを許可します。
企画課長。

○企画課長（徳永 and 久君） さきほどの蓮子議員の御質問についてお答えいたします。
議案書の17ページ、18ページに記載しております年次計画表の小型動力ポンプつき積載車の整備計画についてですが、令和3年度、南界校区、18ページの令和4年度、増田校区、令和5年度、油久校区、令和6年度、星原校区と、配備の古い順番で計画をしておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（徳永留夫君） 議事を続けます。
-----○-----

日程第15 議案第37号 令和2年度中種子町一般会計補正予算（第4号）

○議長（徳永留夫君） 日程第15号、議案第37号、「令和2年度中種子町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） それでは議案第37号について説明いたします。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、国県支出金の内示による調整及び補正予算以降必要となった経費の計上が主なものです。

歳入歳出にそれぞれ2億3,656万9,000円を追加し、補正後の予算総額を79億8,938万9,000円とするものです。以上の歳入歳出予算補正のほか、地方債の補正もあわせて計上しております。

詳細につきましては総務課長のほうから説明をさせます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 総務課長。

○総務課長（阿世知文秋君） それでは、議案第37号、令和2年度中種子町一般会計補正予算（第4号）の事項別明細書、歳入歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

なお、人件費につきましては人事異動に伴う調整でございますので、説明は省略させていただきます。

また、旅費につきましては、新型コロナウイルスの影響で、各種総会の書面決議や研修会等の中止により減額をするものでございます。

まずは歳出から説明を申し上げます。

予算書の11ページをお願いします。

11ページ1番下の、目の6企画費、増額158万円は、全国離島甲子園大会の中止による負担金の減額、新型コロナウイルス対策で航路航空路事業者5業者への支援金及び次のページ、コミュニティ助成事業の増額でございます。

12ページの上から3番目の、目の14地域開発費、増額1,072万8,000円は、買い物支援等調査実証実験委託料でございます。

次に、15ページをお願いします。

15ページ中ほどの、目の1児童福祉総務費、増額283万1,000円は、新型コロナウイルス感染症による学校臨時休校対応のための児童クラブ運営委託料でございます。

次の、目の4保育所運営費、増額511万4,000円は、次のページ、16ページをお願いします。備品購入費で、保育として利用するためエアコン等を整備するものでございます。

次に、同じページ下段の、目の3介護保険事業費、増額847万円は、介護保険特別会計の保険料軽減負担分でございます。

次のページ、17ページ、目の1保健衛生総務費、減額4,770万9,000円は、耐震化浄水場更新事業の算出基準の変更に伴うものでございます。

次に、2段下の、目の3環境衛生費、増額1億8,838万2,000円は、火葬場大規模改修に伴う中南衛生管理組合負担金でございます。

次に、2段下の、目の9後期高齢者医療費、増額434万8,000円は、広域連合療

養給付費見込み増と後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

次に、20ページをお願いします。

20ページ下段の、目の3農道農地等維持補修費、増額850万円は、維持補修とサトウキビ増産対策農道等修繕料4地区の緊急自然災害防止事業の工事費で2地区の事業組み替えでございます。

次のページ、21ページ1番上の、目の5基盤整備促進事業費、増額100万円は、工事量の変更に伴う委託料への組み替えでございます。

2段下の、目の11地籍調査費、減額1,296万2,000円は、内示額に伴う調査面積の変更でございます。

次に22ページをお願いします。

22ページ上段の、目の3観光費、増額272万9,000円は、滞在型観光促進事業負担金でございます。

次のページ、23ページをお願いします。

上段の、目の2道路維持費、増額300万円は、旭町通り線交通安全対策工事費でございます。

1段下の、目の4道路改良舗装費、減額4,127万9,000円は、交付金事業の内示に伴う減額と原之里線の工事費、次のページ、水道の補償費の増額でございます。

24ページの1番下、目の2自然災害防止事業費、増額4,509万6,000円は、緊急自然災害防止事業により野添川を改修する経費でございます。

1段下の、目の3河川改修費、増額5,700万円は、緊急しゅんせつ推進事業で、浜川及び下浦川の土砂撤去をする経費でございます。

次のページをお願いします。

25ページ、1番下の、目の1非常備消防費、減額75万4,000円は、消防操法大会の中止による費用弁償の減額と消防団員の新基準活動服購入費の増額でございます。

次に27ページをお願いします。

27ページ中ほどの、目の1学校管理費、増額320万8,000円は、教師用指導書購入費と特別支援学級の備品購入費でございます。

次に、29ページをお願いします。

29ページの3段目、目の1保健体育総務費、減額127万2,000円は、県体熊毛地区大会中止に伴う大会出場費補助を減額するものでございます。

以上で歳出は終わりでございまして、次に歳入のほうを説明いたします。

6ページをお願いします。

6ページ3段目の、目の1民生費国庫負担金、増額468万3,000円は、介護保険により軽減率の決定によるものでございます。

2段下の、目の2衛生費国庫補助金、増額381万5,000円は、小型合併浄化槽設置事業内示によるものでございます。

1段下の、目の3土木費国庫補助金、減額7,665万9,000円は、交付金事業の町営住宅、道路橋梁整備の内示によるものでございます。

次のページ、7ページをお願いします。

1番上の、目の1民生費県負担金、増額234万2,000円は、介護保険による軽減率の決定による県負担分でございます。

1段下の、目の1総務費県補助金、増額195万円は、滞在型観光促進事業補助金、中ほどの、目の4農林水産業費県補助金、減額1,373万7,000円は、地籍調査事業内示によるものでございます。

次のページ、8ページをお願いします。

2段目の、目の4土木費県委託金は、空港管理県委託金の内示による減額。

1段下の、目の1財政調整基金繰入金、増額389万2,000円と、目の2その他特定目的基金繰入金、920万円は、財源調整によるものでございます。

1段下の、繰入金は、後期高齢者医療過年度精算によるものでございます。

1段下の、繰越金、増額1,600万円は、前年度繰越金でございます。

1段下の、諸収入、目の1雑入、増額1,307万9,000円は、コミュニティ助成事業助成金と買い物支援等調査実証実験委託の交付金でございます。

次のページをお願いします。

9ページから10ページにかけての町債は、各起債事業の事業費決定に伴い増減調整するものでございます。

次に5ページをお願いします。

5ページ、第2表地方債補正でございます。

1の変更は、補正後の限度額の変更で、一般単独事業を2億200万円に、緊急防災減災事業を400万円に、公営住宅建設事業を1億3,370万円に、施設整備事業を2,410万円に、辺地対策事業を2億2,210万円に、過疎対策事業を3億6,610万円に、一般会計出資債を1億500万円にそれぞれ変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

最後に1ページをお願いします。

第1条第1項は、既定予算に2億3,656万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億8,938万9,000円と規定するものでございます。第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によることと規定するものでございます。

第2条は地方債の補正について規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） 3ページの、目の2道路維持費のところ、旭町本通り線交通安全対策工事に300万円予算をとってありますが、これはどういう内容の工事でしょうか。説明をお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 担当課長に説明させます。

○議長（徳永留夫君） 建設課長。

○建設課長（長田認君） 御説明いたします。

場所は、旭町通り旧局前屋商店交差点でございます。ここで事故が多発しているということで、カラー舗装、区画線設置工事など交通事故防止対策、交差点内の整備をするものでございます。カラー舗装が74平米、区画線整備が120メートル、これにつきましては警察との協議によるものでございます。

○議長（徳永留夫君） ほかに質疑はありませんか。

11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） 12ページです。

款の14地域開発費で、買い物支援等ニーズ調査実証実験っていうのを増田地区がモデルになって行うということですけど、どういう実証実験が行われるのか、分かっているだけでいいですのでお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 担当課長に説明をさせます。

○議長（徳永留夫君） 企画課長。

○企画課長（徳永和久君） この事業につきましては、国立研究開発法人産業技術総合研究所が、高度モビリティサービスの社会実装に向けた実証実験の場を提供する地域を公募する事業を行っておりまして、地域おこし協力隊が立案し、現在応募しているところでございます。

応募内容につきましては、本町の買い物弱者に対する代替移動手段、もしくは代替サービスを検討するために、先進的なIT技術を持った企業とともに、協業して解決策を探るという趣旨でございます。

実証については、増田校区を対象に行う予定で、事業実施に当たり、二つの企業と地元商店の内諾をいただいております。事業の採択につきましては、6月中の採択でありまして、採択された場合、9月補正では、実証実験のスケジュールがタイトなものになることから、今回の補正に計上させていただいております。全額補助事業でありまして、中種子町の抱える問題解決につながればと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（徳永留夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第38号 令和2年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

○議長（徳永留夫君） 日程第16、議案第38号、「令和2年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第38号について説明いたします。

まず歳入予算のほうから御説明をいたします。

県の支出金は、保健事業費人件費及び傷病手当金の増加に伴う特別調整交付金186万1,000円の増額。繰越金は、前年度繰越金8万9,000円の増額を計上しております。

次に、歳出予算につきまして御説明をいたします。

保険給付費は、傷病手当金49万5,000円の増額。保健事業費は、会計年度任用職員人件費増に伴う136万6,000円の増額を計上しております。

その結果、歳入歳出にそれぞれ202万2,000円を追加し、補正後の予算総額を12億3,923万6,000円とするものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第39号 令和2年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

○議長（徳永留夫君） 日程第17、議案第39号、「令和2年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第39号について説明いたします。

まず歳入予算から御説明いたします。

支払い基金交付金は、前年度の追加交付として804万2,000円増額。県支出金は、介護給付費決定通知により285万円減額。繰入金は、一般会計繰入金が人事異動により人件費が減額となったため、89万7,000円減額、介護保険料軽減負担金繰入金

は、軽減額決定により936万7,000円の増額。基金繰入金は、前年度の介護サービス保険給付地域支援事業における国県負担金の返納分として1,141万2,000円の増額を計上しております。

次に、歳出予算につきまして説明をいたします。

総務費は、人事異動に伴う総務管理費を89万7,000円減額。諸支出金は、前年度の国及び県負担金の精算返納金として、償還金及び還付加算金2,597万1,000円の増額を計上しております。

その結果、歳入歳出にそれぞれ2,507万4,000円を追加し、補正後の予算総額を12億6,118万1,000円とするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第40号 令和2年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（徳永留夫君） 日程第18、議案第40号、「令和2年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第40号について説明いたします。

まず、歳入予算から御説明をいたします。

後期高齢者医療保険料は、特別徴収・普通徴収保険料660万円の増額。繰入金は、概算額に伴う保険基盤安定繰入金290万円の増額。繰越金は、前年度繰越金214万8,000円の増額を計上しております。

次に、歳出予算につきまして御説明いたします。

後期高齢者医療広域連合納付金は、概算額の決定に伴い950万円の増額。諸支出金は、一般会計繰出金214万8,000円の増額を計上しております。

その結果、歳入歳出にそれぞれ1,169万9,000円を追加し、補正後の予算総額を1億5,543万2,000円とするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第41号 令和2年度中種子町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（徳永留夫君） 日程第19、議案第41号、「令和2年度中種子町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第41号について説明いたします。

今回の補正予算は、収益的支出の営業費用で、人事異動に伴い、原水及び浄水費の給料37万円、手当等30万9,000円、賞与引当金繰入額4万9,000円、法定福利費20万6,000円をそれぞれ減額し、配水及び給水費では、量水器取り替え業務の増加に伴う委託料85万1,000円の増額。総係費では、給料6万2,000円、手当等67万9,000円をそれぞれ増額し、賞与引当金繰入額では1万6,000円を減額し、法定福利費16万円を増額するものでございます。

その結果、収益的支出を80万2,000円増額し、収益的支出の予算総額を3億1,881万8,000円とするものです。

次に、資本的収入では、水道施設耐震化事業に伴う繰り出し基準の確定により、企業債を5,060万円増額し、出資金を5,070万円減額、資本的収入の総額を6億2,665万円とするものでございます。

資本的支出については、建設改良費で土地購入に伴い、浄水設備改良費10万6,000円、取水設備拡張費49万2,000円をそれぞれ増額し、資本的支出の総額を7億9,282万2,000円とするものでございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億6,617万2,000円は、過年度損益勘定留保資金7,440万3,000円、当年度損益勘定留保金2,656万8,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,520万1,000円で補填するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） 土地を購入してるわけですが、これは広さ的にはどのぐらい

の広さでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 担当課長に説明させます。

○議長（徳永留夫君） 水道課長。

○水道課長（牧瀬善美君） 説明します。

土地購入につきましては、取水施設の購入ということで、25平米を計画しております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

あすから17日までは委員会開催などのため本会議は休会とし、18日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後2時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員

第 2 号

6 月 1 8 日

令和2年第2回中種子町議会定例会会議録（第2号）

令和2年6月18日（木曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 同意第2号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件
- 第3 同意第3号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件
- 第4 同意第4号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件
- 第5 同意第5号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件
- 第6 同意第6号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件
- 第7 同意第7号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件
- 第8 同意第8号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件
- 第9 同意第9号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件
- 第10 同意第10号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件
- 第11 同意第11号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件
- 第12 同意第12号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件
- 第13 同意第13号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件
- 第14 同意第14号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件
- 第15 発議第3号 中種子町議会議員の報酬の特例に関する条例
- 第16 議員派遣の件
- 第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|------------|
| 1番 | 浦 邊 和 昭 君 | 2番 | 橋 口 渉 君 |
| 3番 | 池 山 喜一郎 君 | 5番 | 永 濱 一 則 君 |
| 6番 | 蓮 子 信 二 君 | 7番 | 濱 脇 重 樹 君 |
| 8番 | 下 田 敬 三 君 | 9番 | 迫 田 秀 三 君 |
| 10番 | 日 高 和 典 君 | 11番 | 戸 田 和 代 さん |
| 12番 | 園 中 孝 夫 君 | 13番 | 徳 永 留 夫 君 |

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

- 町 長 田 渕 川 寿 広 君 副 町 長 土 橋 勝 君
総 務 課 長 阿 世 知 文 秋 君 農 委 事 務 局 長 遠 藤 淳 一 郎 君

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 下村茂幸君 議事係長 稲子隆浩君

開会 午前 10 時 00 分

-----○-----

- 議長（徳永留夫君） おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（徳永留夫君） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、3 番、池山喜一郎君、
5 番、永瀆一則君を指名します。

-----○-----

日程第 2 同意第 2 号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件

- 議長（徳永留夫君） 日程第 2、同意第 2 号、「中種子町農業委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。
提出者の説明を求めます。
町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

- 町長（田淵川寿広君） おはようございます。
同意第 2 号について説明いたします。
農業委員について、瀆田英樹氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律
第 8 条第 1 項並びに中種子町農業委員会の委員選任に関する規則第 8 条により、
議会の同意を求めるものでございます。
住所が、中種子町納官 5, 131 番地 8、氏名は、瀆田英樹でございます。
以上、よろしく願いいたします。

- 議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。
これから、同意第 2 号を採決します。
お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。
したがって、同意第 2 号は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 3 同意第 3 号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件

- 議長（徳永留夫君） 日程第 3、同意第 3 号、「中種子町農業委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。
提出者の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第3号について説明をいたします。

同意第14号までございますので、大変申しわけございませんが、法律、農業委員会等の法律また規則については、説明の方を省略させていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

同意第3号について説明いたします。

農業委員について、梶原誠氏を任命したいので、同意第2号同様の条項によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

住所が、中種子町納官2,521番地、氏名は、梶原誠でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第4 同意第4号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件

○議長（徳永留夫君） 日程第4、同意第4号、「中種子町農業委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第4号について説明いたします。

農業委員について、中崎和行氏を任命いたしたいので、同意第2号同様の条項により、議会の同意を求めるものでございます。

住所が、中種子町増田3,204番地1、氏名が、中崎和行でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、同意第4号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第5 同意第5号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件

○議長（徳永留夫君） 日程第5、同意第5号、「中種子町農業委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第5号について説明いたします。

農業委員について、中島秀人氏を任命したいので、同意第2号同様の条項により、議会の同意を求めるものでございます。

住所が、中種子町増田7,743番地1、氏名が、中島秀人でございます。

以上、よろしく願います。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、同意第5号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第6 同意第6号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件

○議長（徳永留夫君） 日程第6、同意第6号、「中種子町農業委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第6号について説明いたします。

農業委員について、濱脇嘉則氏を任命したいので、同意第2号同様の条項により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、中種子町野間14,216番地、氏名が、濱脇嘉則でございます。

以上、よろしく願います。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、同意第6号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第6号は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第7 同意第7号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件

○議長（徳永留夫君） 日程第7、同意第7号、「中種子町農業委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第7号について説明いたします。

農業委員について、鮫島安平氏を任命したいので、同意第2号同様の条項により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、中種子町野間12,189番地4、氏名は、鮫島安平でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、同意第7号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第7号は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第8 同意第8号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件

○議長（徳永留夫君） 日程第8、同意第8号、「中種子町農業委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第8号について説明いたします。

農業委員について、鎌田正司氏を任命したいので、同意第2号同様の条項により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、中種子町野間 8,750 番地 1、氏名は鎌田正司でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、同意第8号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第8号は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第9 同意第9号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件

○議長（徳永留夫君） 日程第9、同意第9号、「中種子町農業委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第9号について説明いたします。

農業委員について、浦元隆一氏を任命したいので、同意第2号同様の条項により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、中種子町油久 867 番地 2、氏名は、浦元隆一でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、同意第9号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第9号は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 10 号 同意第 10 号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件

○議長（徳永留夫君） 日程第10、同意第10号、「中種子町農業委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第 10 号について説明いたします。

農業委員について、上妻廣美氏を任命したいので、同意第 2 号同様の条項により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、中種子町坂井 2,364 番地、氏名は、上妻廣美でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 10 号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第 10 号は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 11 号 同意第 11 号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件

○議長（徳永留夫君） 日程第11、同意第11号、「中種子町農業委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第 11 号について説明いたします。

農業委員について、花野進氏を任命したいので、同意第 2 号同様の条項により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、中種子町坂井 5,946 番地 9、氏名は、花野進でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 11 号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第 11 号は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 12 同意第 12 号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件

○議長（徳永留夫君） 日程第 12、同意第 12 号、「中種子町農業委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第 12 号について説明いたします。

農業委員について、鳥居幸洋氏を任命したいので、同意第 2 号同様の条項により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、中種子町田島 1,420 番地 1、氏名は、鳥居幸洋でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 12 号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第 12 号は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 13 同意第 13 号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件

○議長（徳永留夫君） 日程第 13、同意第 13 号、「中種子町農業委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第 13 号について説明いたします。

農業委員について、永浜三津子氏を任命したいので、同意第 2 号同様の条項により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、中種子町田島 4,131 番地 3、氏名は、永浜三津子でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 13 号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第 13 号は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 14 同意第 14 号 中種子町農業委員の任命につき同意を求める件

○議長（徳永留夫君） 日程第 14、同意第 14 号、「中種子町農業委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第 14 号について説明いたします。

農業委員について、森山昭市氏を任命したいので、同意第 2 号同様の条項により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、中種子町田島 4, 118 番地 2、氏名は、森山昭市でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 14 号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第 14 号は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 15 発議第 3 号 中種子町議会議員の報酬の特例に関する条例

○議長（徳永留夫君） 日程第 15、発議第 3 号、「中種子町議会議員の報酬の特例に関する条例」を議題とします。

本案について提出者の趣旨説明を求めます。

園中孝夫君。

[12番 園中孝夫君 登壇]

○12番(園中孝夫君) 中種子町議会議員の報酬の特例に関する条例、発議第3号について説明を申し上げます。

新型コロナウイルス対策で町の財政負担が増している中、町財政の健全化の一助とするため、報酬の額を減じようとするものです。

内容につきましては、令和2年7月1日から令和3年6月30日までの間における報酬の額を、議員報酬及び費用弁償等に関する条例第2条の規定にかかわらず、同条の表の区分に定める額に100分の95を乗じて得た額とし、手当の額の算出の基礎となる報酬の額は、同条の表の区分に定める額とします。

この条例は、令和2年7月1日から施行し、令和3年6月30日限りで、その効力を失うものとするものです。

議員皆さんの御賛同をお願いし趣旨説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長(徳永留夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議員派遣の件

○議長(徳永留夫君) 日程第16、「議員派遣の件」を議題にします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました会議及び研修会等へ議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(徳永留夫君) 日程第17、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申

し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回中種子町議会定例会を閉会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

閉会 午前10時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員